

第3次

飛驒市男女共同参画基本計画

一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会

令和3年3月



HIDA CITY

飛驒市

目次

はじめに.....	1
〇〇〇第一章〇〇〇 計画の基本理念及び目標.....	2
基本理念及び目標.....	3
計画の位置づけと期間.....	7
●〇〇第二章●〇〇 現状分析.....	8
飛騨市の現状.....	9
A：人口減少の進行と男女共同参画.....	9
B：就労と男女共同参画.....	11
C：介護と男女共同参画.....	15
D：令和元年度実施 男女の意識調査アンケート.....	16
〇〇〇第三章〇〇〇 各重点項目へのアクションプラン及び指標.....	28
基本目標Ⅰ重点項目①ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発及び女性の参画推進.....	30
基本目標Ⅰ重点項目②あらゆる暴力、虐待の根絶、被害者の保護（DV防止計画）.....	34
基本目標Ⅰ重点項目③人権尊重、男女平等への取り組み.....	38
基本目標Ⅱ重点項目①ダイバーシティ実現に向けた制度・体制整備及び意識啓発.....	39
基本目標Ⅱ重点項目②女性の活躍、挑戦意欲の増進(女性の活躍推進計画).....	44
基本目標Ⅱ重点項目③家庭における男女共同参画の推進.....	45
基本目標Ⅲ重点項目①地域防災における男女共同参画の推進.....	46
基本目標Ⅲ重点項目②男女が生涯を健やかに暮らせる環境の整備.....	47
基本目標Ⅲ重点項目③頑張る人を応援する魅力あふれるふるさとづくり.....	49
各指標.....	50
〇〇〇第四章〇〇〇 計画の推進体制.....	54
1.推進体制.....	55
2.計画の進行管理及び点検・評価.....	55
●〇〇附属資料〇〇〇.....	56

はじめに

このたび、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第3次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は飛騨市の最上位計画「飛騨市総合政策指針」における「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」の実現を男女共同参画の分野から推進するとともに、本計画の一部を「飛騨市DV対策基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」としても位置づけ、総合的に推進してまいります。

計画策定にあたっては、平成28年度から令和2年度までの「第2次飛騨市男女共同参画基本計画」において推進してきた取り組みの状況や、令和元年度に実施した男女の意識調査の結果等から現状を分析し、男性は仕事、女性は家事育児といった固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強いことや、グローバル化、人口減少が進む中で、人々のライフスタイルも多様化し、柔軟な就労環境を整備していくことが求められており、国際目標SDGsにおけるすべての女性、女児のエンパワーメント達成を推進するとともに、ジェンダー平等の実現に向けて取り組む方針を定めました。

本計画は「一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進」を基本理念として定め、それに向けた3つの基本目標を軸に、男女共同参画社会の実現に向け、市政のあらゆる分野において、さらなる取り組みを推進していきます。

推進にあたっては、行政による取り組みだけでなく、市民、事業者、地域団体、関係機関がこの計画を協働して取り組んでいくことが重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご意見をいただきました男女共同参画推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

飛騨市長 都竹 淳也



基本理念及び目標

一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進

本計画策定の基となる、男女共同参画社会基本法における男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担っていく社会としています。

国内の経済活動が成熟化し、かつては終身雇用が一般的であった雇用形態も少子高齢化や人口減少が進んだ現在、企業でもグローバル化の促進や、女性の働きやすい就労環境の整備、フレックスタイム制の導入など様々な働き方が展開され、それに合わせて個人のライフスタイルも多様化されてきました。男女共同参画の推進はこれからの社会に不可欠な要素として国際的にも取り上げられ、2030年までに持続可能なよりよい社会を目指す¹国際目標「SDGs」において、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することが世界的な目標とされています。

こうした背景の中、飛騨市におきましても平成18年に第1次計画を策定して以降、男女の固定的な性別的役割分担意識の解消や子育てをしながらでも働きやすい環境形成の推進を図りながら、男女の区別なく、頑張る人を応援し、誰もが安心して暮らせるまちとなるよう取り組んで参りました。平成28年度に策定した第2次計画から5年が経ち、第3次計画となる今回、現在の状況やこれまでの取り組みから、より一層の男女共同参画の推進を図り、「一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進」を基本理念に、飛騨市の将来像である「みんなが楽しくこころ豊かに暮らせるまち」の実現に向け、取り組んでまいります。

基本目標

I 誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

II 一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

III あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進

本計画の基本理念「一人一人が個性を発揮し活躍できる持続可能な社会の推進」を基に、男女共同参画を推進するための3つの基本目標を定めました。また、各目標の施策において特に積極的に取り組む項目を「重点項目」としています。

¹ 国際目標 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2030年までの達成を目標に掲げた17の目標です。目標の中の一つに「ジェンダー平等」が掲げられているほか、各目標の達成において、すべての女性と女児の立場の向上が重要視されていることが記載されています。

基本目標Ⅰ 誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

国際目標「SDGs」における 17 の持続可能な開発目標にも含まれるこの「ジェンダー平等」とは、個人が社会生活を営む上で性別への固定意識から生じる障がいを取り除き、性別に制限されることなく自身の選びたい選択が選べる社会を目指すものです。

この社会を実現するためには、体制や仕組み作りはもちろんですが、一人一人の意識として、男性なのに、女性なのに、男性だから、女性だからといった個人を性別のイメージに当てはめてしまう性別的役割分担意識と呼ばれる固定意識を取り除くことが必要です。

この意識はこれまでの取り組みや多分野への女性の参画から徐々に薄れてきておりますが、政策・方針決定に関わる管理職や、地域の活動の場等ではまだまだ男性のすべきものといった役割分担意識が根強く残っており、女性の参画があまり進んでいない状況です。

基本目標Ⅰでは、これまでの計画の基本的な部分であるこの性別的役割分担意識の解消やDV等の暴力・虐待の防止、人権尊重の取り組みをより一層推進してまいります。

基本目標Ⅱ 一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

近年では人口減少が進む中、企業においてこれまで取り組んできた女性の働きやすい就労環境の整備やフレックスタイム制、テレワークなど柔軟な労働体制の導入、人材確保のためのグローバル化が進み、それに伴って人々のライフスタイルは様々となり、また異なる文化で育った人々と関わる機会も増えてまいりました。

こうした背景から、多様な人々がお互いの文化や個性を尊重しあいながら、それぞれの異なる特性や視点を活かし、より良い環境を形成していこうというダイバーシティという概念が重要視されるようになり、様々な人の在り方に焦点があてられるようになりました。

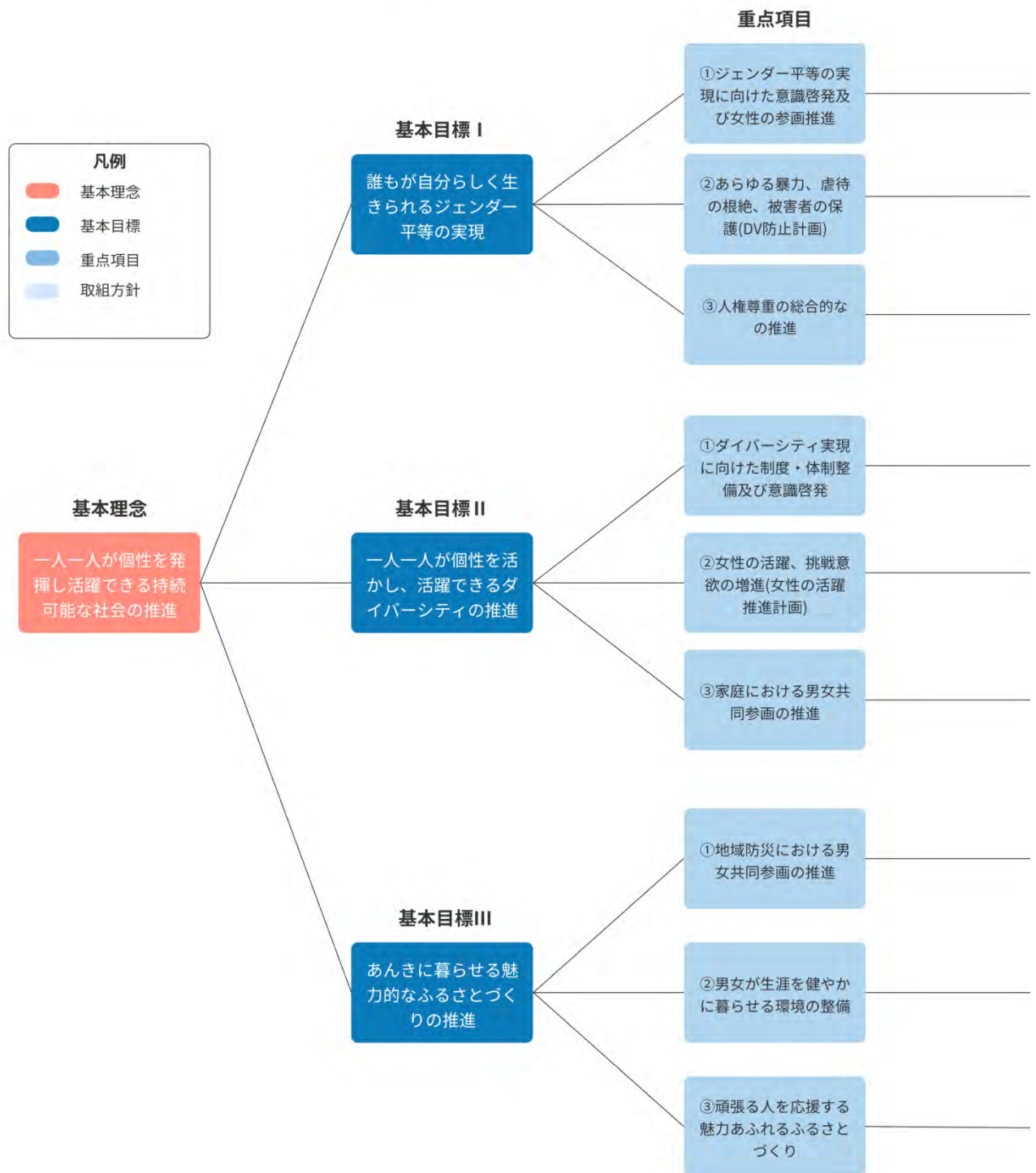
基本目標Ⅱでは、この概念を男女から更に視野を広げた男女共同参画の更なるステップと捉え、多文化との交流や多様な性の在り方の理解促進を新たに取り入れながら、就労環境の向上や女性の活躍の機会の増進に向け、取り組んでまいります。

基本目標Ⅲ あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進

男女共同参画を推進し、個人が性別によって選択を制限されることなく、様々な分野に参画し社会生活を営んでいけるようになるには、様々な選択肢が持てるような地域資源や特色を活かした魅力的なまちとしていくことが、男女共同参画において重要であると位置づけ、基本目標Ⅲを定めました。

飛騨市の持つ豊かな自然から育まれる産物、歴史ある文化財や伝統文化、また宇宙素粒子研究施設など新たな地域資源を活用し、魅力を発信することで、地域内外にその価値を伝え、携わる人々のやりがい、活力の増進を図りながら、人口減少が進む中で後継者の創出や、関係人口を増やすことによって持続可能な地域づくりとともに文化・風習の維持、継続に繋げてまいります。

飛騨市男女共同参画基本計画 体系図



取組方針

A政策・方針決定過程への女性登用の促進
B企業・団体等での方針決定過程への女性参画の推進
C市民・事業者への意識啓発・情報提供
Dあらゆる分野への男女共同参画視点の導入促進
E教育・学習での男女共同参画の推進

Aあらゆる暴力(DV)、虐待防止のための啓発
Bハラスメント防止のための教育・啓発
C被害者保護のための情報発信や相談、連携体制の強化

A人権尊重のための教育及び啓発に関する取組

Aダイバーシティ実現に向けた支援
B安心して働ける育児・子育て環境の整備
C起業、就職等就労支援の充実
D性的マイノリティへの理解促進
E多文化共生の推進
F友好都市との文化交流の推進

A女性の活躍推進法の情報提供、啓発
B女性の就労・職場復帰や推進事業者への支援
Cあらゆる分野への女性参画の推進

A家庭における男性の家事・子育て等への参画促進

A防災体制・活動への女性参画の促進

Aそれぞれのライフステージに合わせた支援の充実
B介護負担の軽減支援
C移住定住促進、出会いの場の創出・結婚支援

A地域コミュニティの活性化促進
B地域の宝物の発掘及び活用促進、魅力発信の推進

用語解説

○ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別やその性差を指す言葉

○ダイバーシティ

多様性という意味があり、民族・文化・価値観・ライフスタイルなどの個性の違いを積極的に肯定・尊重し、平等・均等に、機会や待遇を提供するという理念として用いられる。

また、少数派への配慮という社会的な意義だけでなく多種多様な意見・見解・視点を持つ人々が適材適所で実力を発揮することで、柔軟で創造的な活動の実現が期待できるという意義も見出されている。

○性的マイノリティ

身体と自身の性が同一で、異性に対し性的指向が向くのが大多数という認識があるが、性のあり方は多種多様であり、身体と自身の性が同一でない者や同性に性的指向が向く者など様々な方が存在する。こうした方々を総じて性的マイノリティ(少数派)という言葉が用いられている。

○多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと

計画の位置づけと期間

[位置づけ]

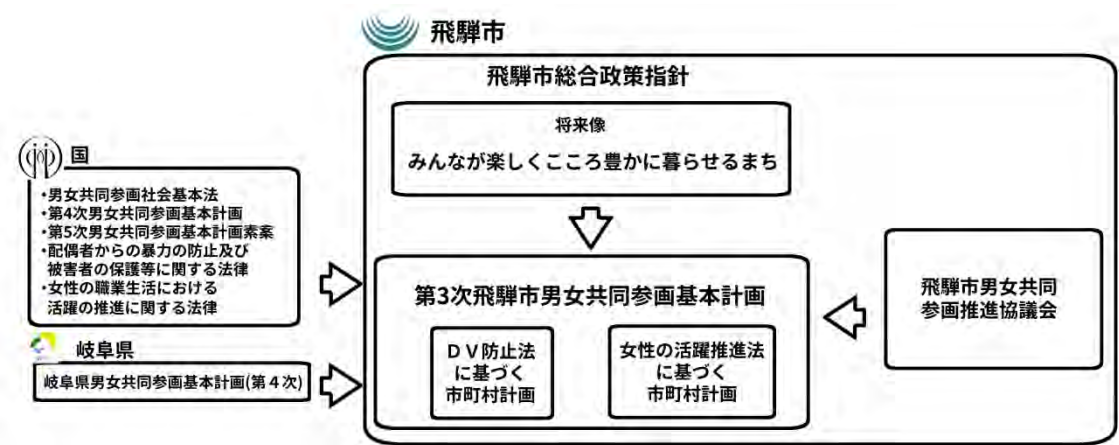
本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」に該当し、飛騨市の最上位計画である「飛騨市総合政策指針」に基づき、男女共同参画を推進するための計画として位置づけます。

「第 2 次飛騨市男女共同参画基本計画(平成 28 年度～令和 2 年度)」を引き継ぎ、飛騨市のその他の各分野における個別計画との整合を図り策定したものです。

計画基本目標Ⅰの重点項目 1 は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「飛騨市DV対策基本計画」として位置づけます。

計画の基本目標Ⅱの重点項目 2 は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に定められた「市町村推進計画」に該当するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「岐阜県男女共同参画基本計画(第 4 次)」を踏まえて策定しています。



[計画の期間]

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢や市民からの要望等により必要に応じて見直しを行います。また、施策・計画内容（アクションプラン）については、毎年度評価・見直しを行います。

平成18年～平成27年					平成28年～令和2年					令和3年～令和7年				
第1次計画					第2次計画					第3次計画				
				見直し					見直し					見直し





第二章 現状分析

飛騨市の現状

飛騨市の統計情報や令和元年度に実施した男女の意識調査アンケートの結果から飛騨市の現状を把握し、取り組むべき課題を整理します。

A：人口減少の進行と男女共同参画

■人口の推移

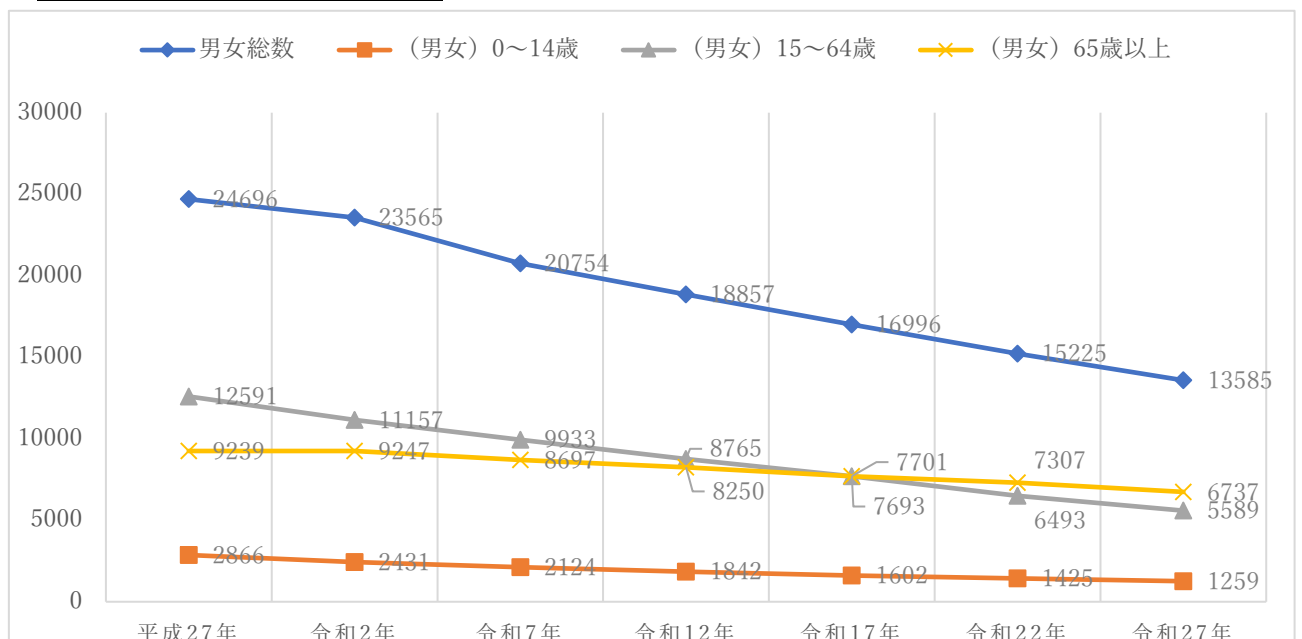
平成16年2月、平成の大合併により古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併し、飛騨市が誕生しました。

合併当時、約30,000人だった人口は令和2年7月時点では23,565人（参照：住民基本台帳）まで減少しました。国立社会保障・人口問題研究所によると令和27年の人口は平成27年より40.5%減少し、13,585人になると推計されています。

また、人口構成にも大きく変化が生じ、平成27年から令和27年までの30年間で年少人口（15歳未満）は平成27年よりも56.1%減少し、人口の1割を切ると推計されています。加えて、現在の年少世代が生産年齢世代となると、生産年齢人口（15～64歳）は平成27年よりも55.6%減少し、老年人口（65歳以上）が生産年齢人口を上回ると推計され、「超少子高齢社会」の深刻化が予測されます。

なお、人口の男女比率の推計をみると年少人口・生産年齢人口は男女ほぼ同じ比率となっています。しかし、老年人口の男女比率は平均寿命の高さから女性が5%ほど高くなっています。

飛騨市の人口推計・年齢3区分別人口推移

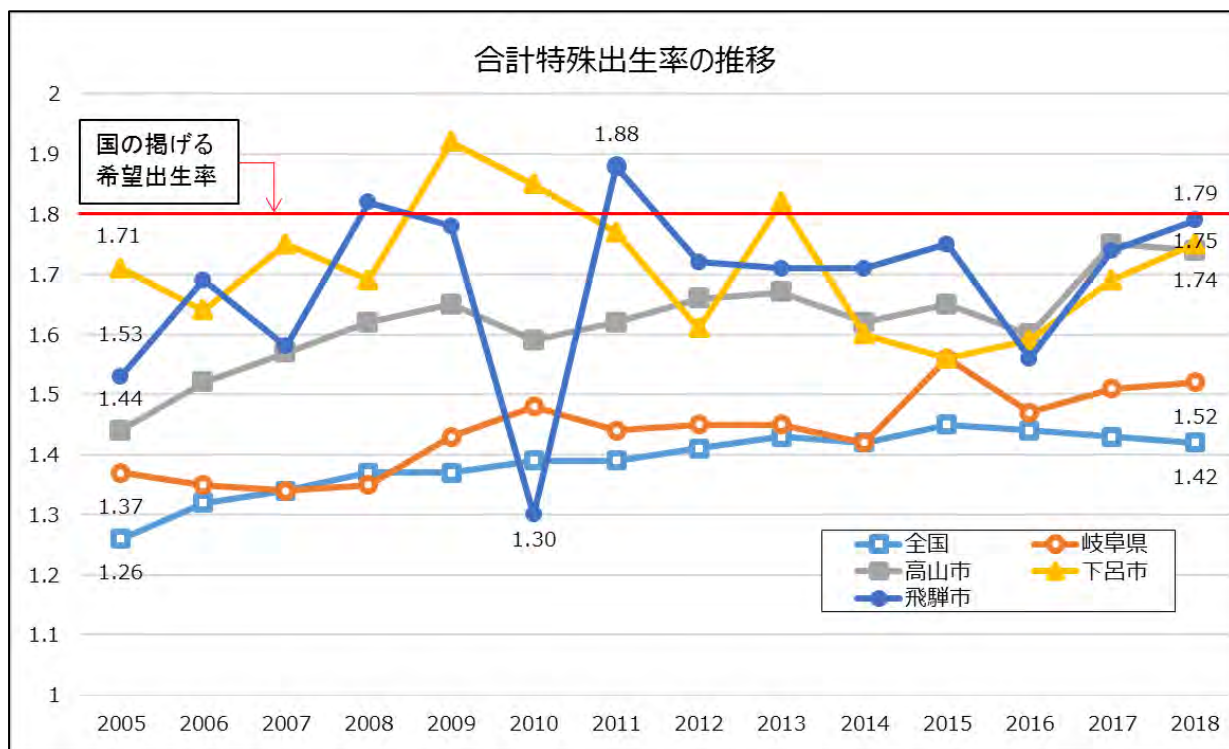


<典拠>総務省『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)』より作成。

■出生率

本市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計）は平成 29 年時点で 1.74 となっており、岐阜県の 1.51、全国の 1.43 よりも高くなっています。平成 17 年の 1.44 を底に上昇傾向がみられていますが、前述の人口の推移の通り、女性の生産年齢人口が減少しているため、今後も出生数の減少は続くものと思われます。また、飛騨市の高齢化率は令和 2 年 7 月現在で 39.24%（参照：住民基本台帳）となり、少子高齢化の深刻化は避けられません。生産年齢人口の減少は経済成長の低下をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下など深刻な影響を及ぼすとともに、地域のコミュニティ機能や労働力の低下など地域社会に大きな影響を及ぼします。こうした状況を踏まえ、コミュニティの維持や男女共同参画社会の実現のためには、これまで以上に性別や年齢に関係なく、多様性を認めあう社会の構築が求められています。

合計特殊出生率の推移



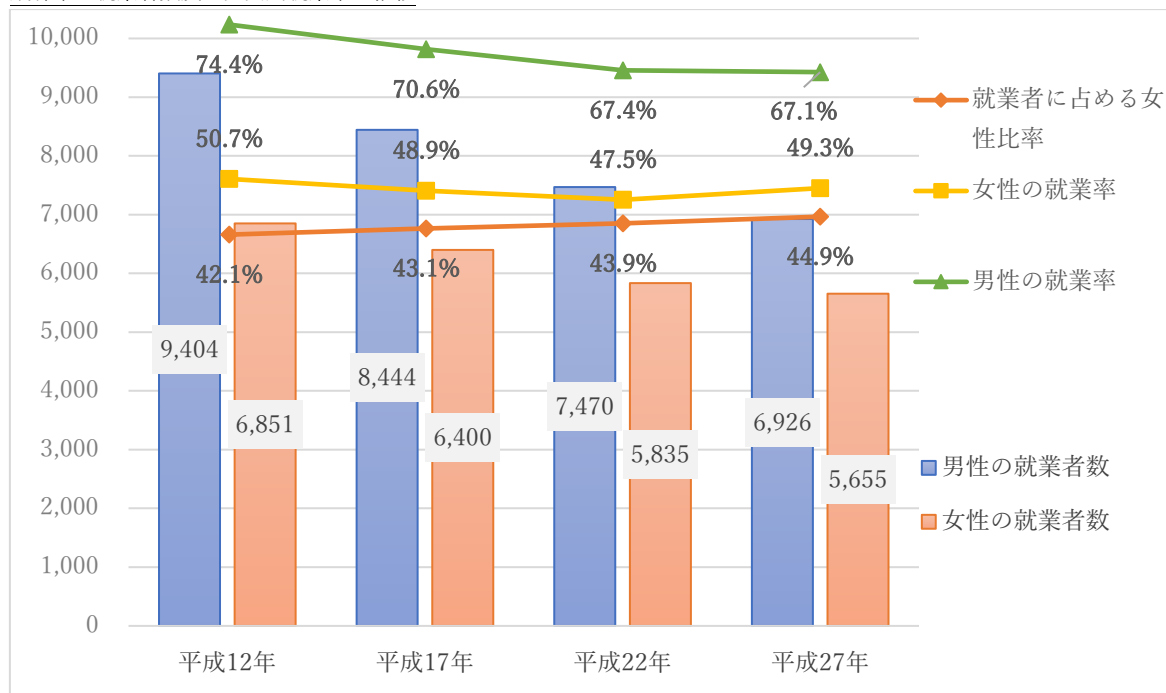
< 典拠 > 岐阜県「飛騨地域の公衆衛生」

B：就労と男女共同参画

■働く女性の推移

飛騨市の男女別就業者数は、人口減少に伴い減少傾向にありますが、男性と比較すると女性は減少傾向が緩やかなまま推移し、就業率と就業者に占める女性の比率は徐々に増加傾向にあります。

飛騨市の就業者数及び男女別就業率の推移



<典拠>「国勢調査」より作成※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を採用

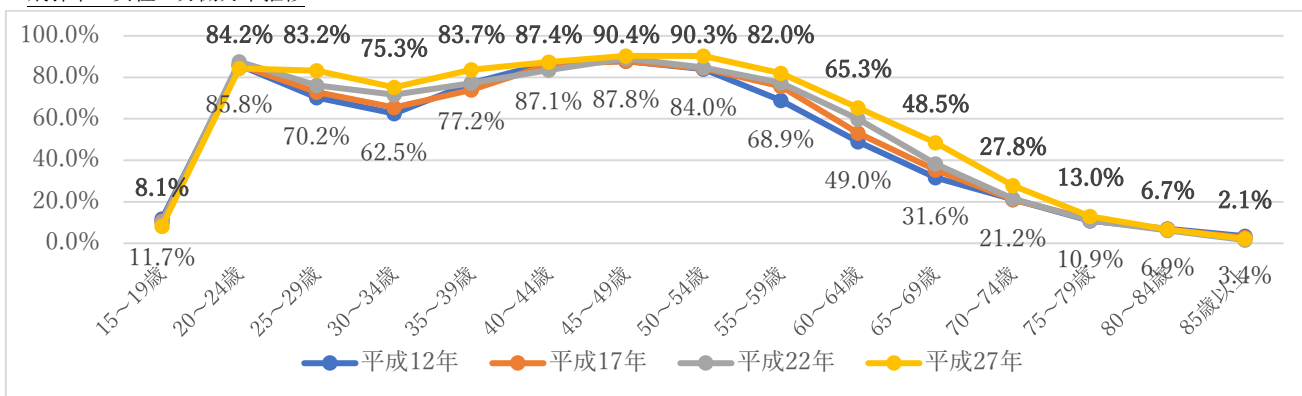
■女性の労働力・就業率

年齢層別に、女性の労働力率(15歳以上の働ける人)と就業率(15歳以上の働いている人)の推移をみると、女性は20代後半から30代半ばにいったん落ち込む「M字カーブ²」を描いています。これは結婚や出産、育児期にあたり、女性が就業を中断していることが要因になっていると考えられます。

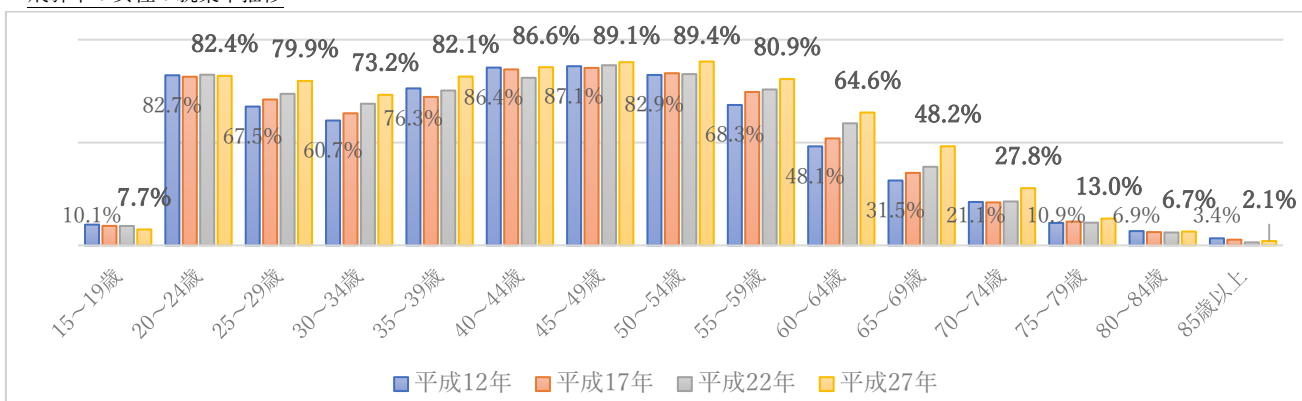
労働力率を見るとM字カーブの「窪み」が特に深い30～34歳では平成12年では62.5%だったのが平成27年では75.3%と徐々に浅くなっています。これからも引き続き、育児をしながら就労を継続できる環境を整えていくことで、窪みの解消が見込まれます。

労働力率と就業率を比較してみますと、平成27年の差は4%以内に留まっており、働ける状態にある方はほぼ働いているという状態であることがわかります。しかしながら、雇用形態においては「正規雇用」と「非正規雇用」という、いわゆる「働き方の二極化」が進んでおり、懸念事項として、M字カーブ付近の出産、育児期にあたる女性の就業においては「非正規雇用」の割合が高く、女性の社会で活躍できる環境を整備するために、解決すべき重要な課題として挙げられます。

飛騨市の女性の労働力率推移



飛騨市の女性の就業率推移



<典拠>「国勢調査」より作成。

※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を基にしたデータを採用

² M字カーブ：日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

■飛騨市における子育て世代の就労状況

全国的には、これまで第1子の出産前後に約6割の女性が離職しておりましたが、近年では5割弱と徐々に育児休業制度などを利用して、就業を継続される方が増加傾向にあります。しかしながら、依然として半数近くは第1子を出産を機に離職している状況です。離職の主な理由としては、「家事・育児に専念するため自発的に離職」、「就業時間が長い」、「勤務時間が不規則」、「勤務先の両立支援制度が不十分」などが挙げられます。

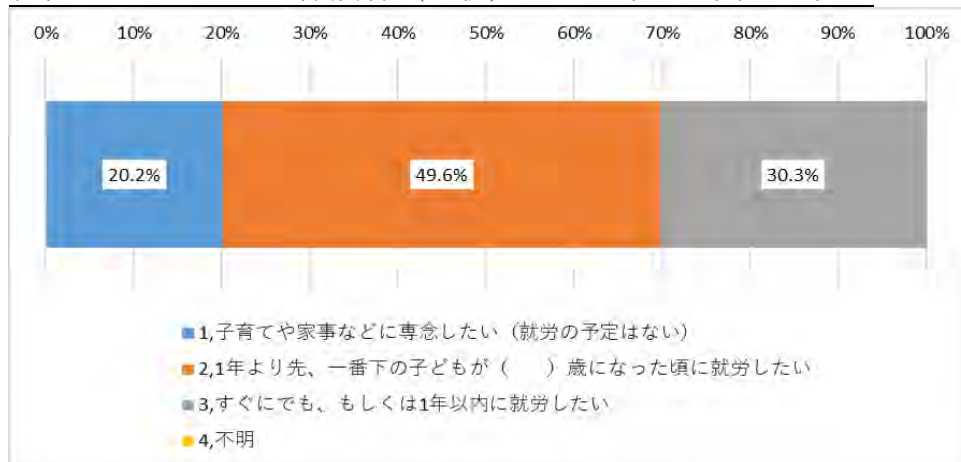
飛騨市における子育て世代の就労状況について、平成30年1月時点で調査（子ども・子育て支援に関するニーズ調査）を行ったところ、父親については、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が98.5%とかなり高い割合となっています。母親については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.3%と最も多くなっています。ここで、母親に着目し、パート・アルバイトで就労している方へのフルタイムへの転換希望を調査したところ、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が57.9%と最も多くなっています。また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が13%に留まる一方、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が27.3%を占めており、フルタイムへの転職が容易でないことが伺えます。令和元年度に実施した男女の意識調査アンケートの中で、パートで働く方のパートを選んだ理由を調査したところ、約6割の方が「家事や育児、病人・高齢者の介護(看護)があるから」と回答しており、子育て等を理由にパート・アルバイトを選択する方が多いと考えられます。さらに、現在、子育てや介護、家事等に尽力し、就労していない母親に就労希望について調査したところ、「今すぐにではないが、1年以上先に就労したい」が49.6%で最も多く、次いで、「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が30.3%となっており、子育てが一段落すると、就労復帰を望む方が多いことが分かります。

女性の就業率が高まり、女性のライフスタイルや価値観は変化してきていますが、特に子育て世代の女性においては、活動に制約が生じ、「正規雇用」の選択が難しく、社会への参画が十分に進めていない状況です。一方、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性のワーク・ライフ・バランスの実現を困難にしています。それとともに、男性のワーク・ライフ・バランスの実現を疎外する要因になっているのです。

市内における保護者（母親・父親）のフルタイム転換希望に関する状況



現在就労していない保護者（母親）の就労希望に関する状況

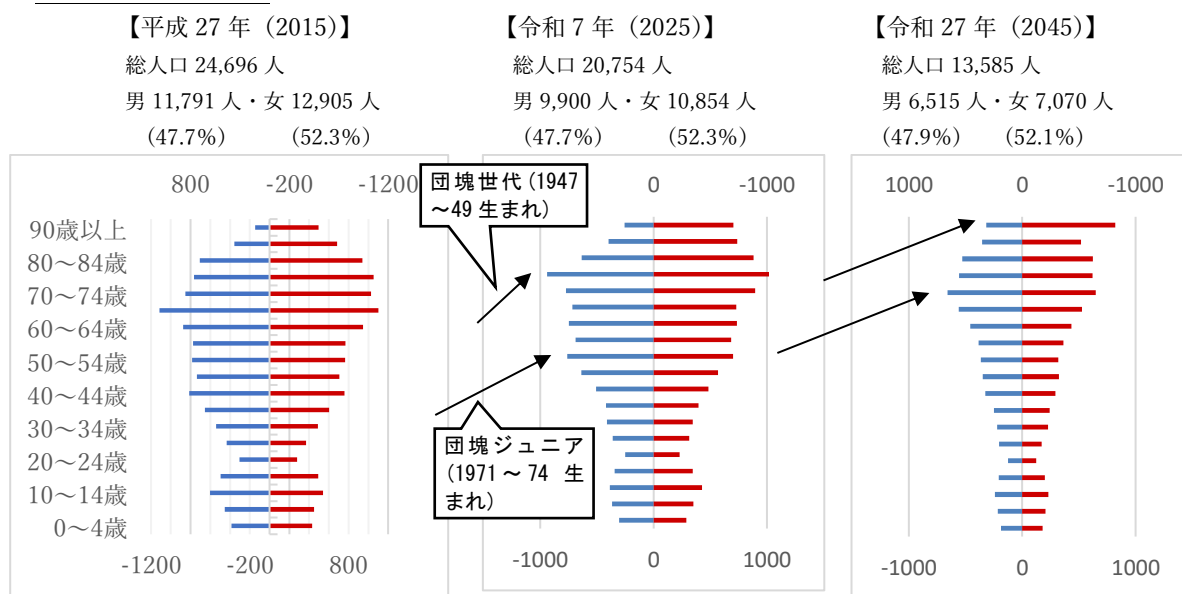


C：介護と男女共同参画

現在、国全体では約 557 万人の人が介護を行っています。そのうち 64%は女性で残り 36%が男性となっており、女性は男性の約 1.8 倍の人が介護を行っています。また、ダブルケア（介護に加え、育児も行っている）を行っている人は約 25 万人おり、このうち男性が 34%、女性が 66%とダブルケアを行う女性は男性の約 2 倍となっています。男性の介護への参加は進んでいるものの、依然として介護の負担は女性に集中している状況です。また、10 年後の令和 7 年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護リスクの高まる 75 歳以上の人口のピークを迎えます。（2025 年問題）

夫婦共働き世帯の増加、晩婚化・生涯未婚率の上昇・兄弟人数減少などの社会情勢の変化により、男性も介護をしなければならない人が年々増加することは容易に考えられます。また、将来的には男女を問わず、介護に携わる人は増加します。介護者の負担を少しでも軽減できるように今のうちからその環境整備や支援体制を構築しておくことが重要です。

飛騨市の人口ピラミッド



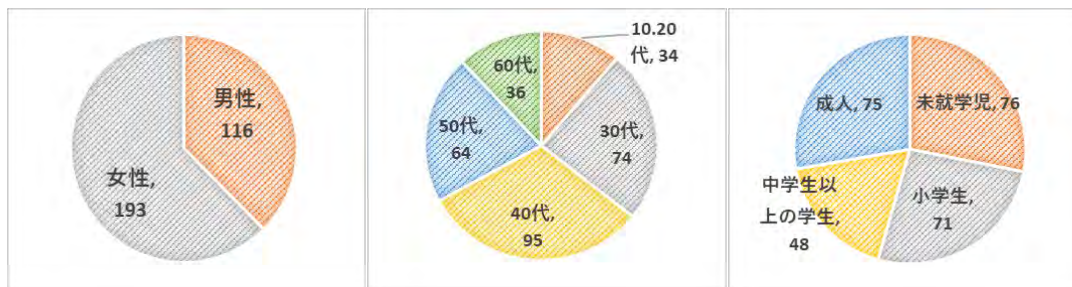
<典拠> 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 30 年 3 月推計)』より作成。

D：令和元年度実施 男女の意識調査アンケート

令和元年度にこれまでの男女共同参画に関わる取り組みから、現在の市内において男性、女性を意識した際の意識調査を行い、今後の課題の分析を行いました。

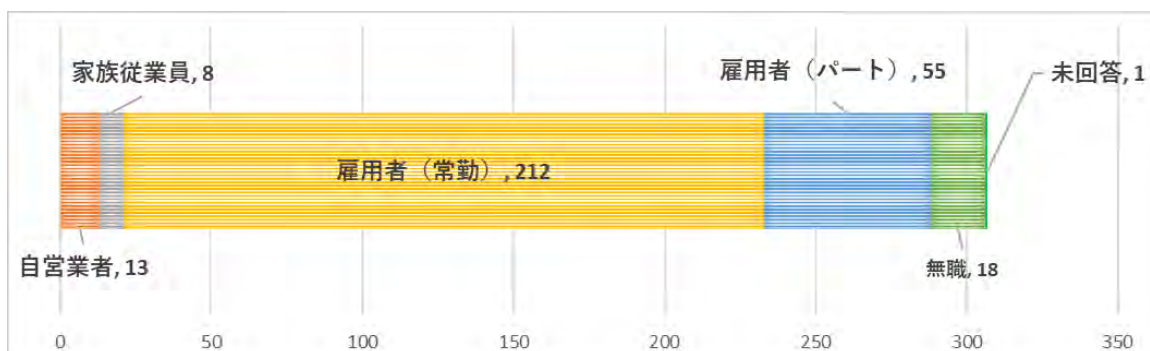
I,基本事項

問 1.性別を教えてください。 問 2.年齢を教えてください。 問 3.お子さんがいる場合

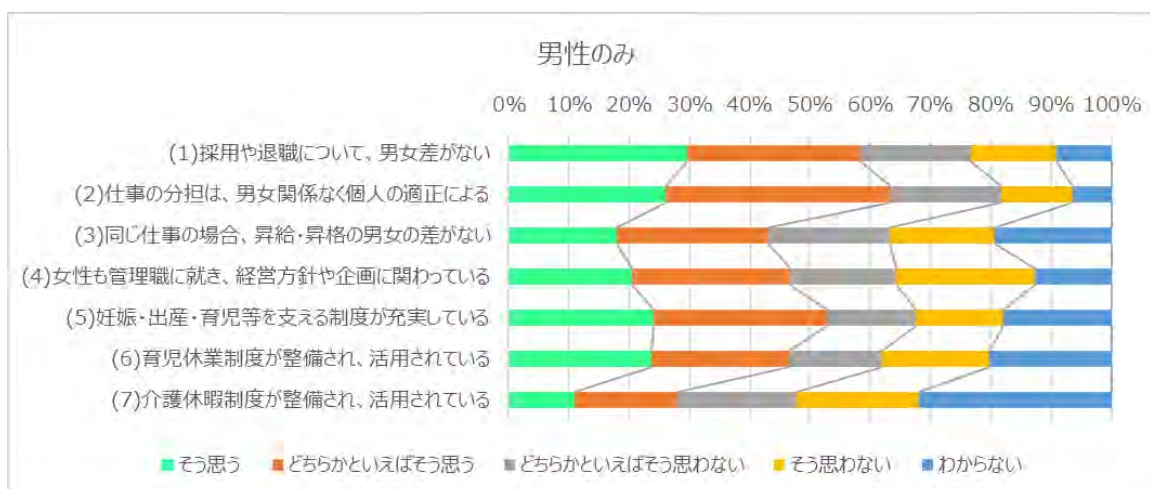


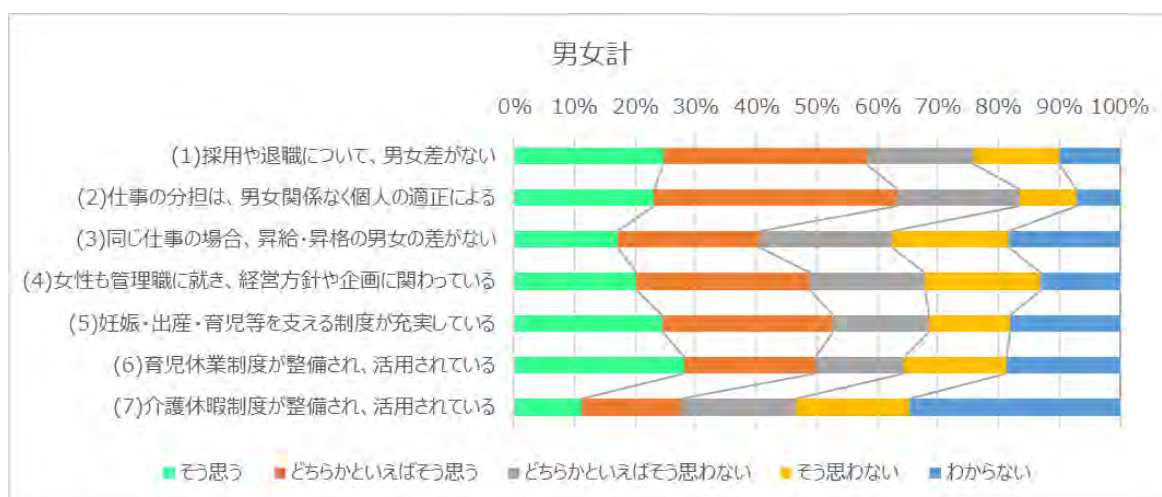
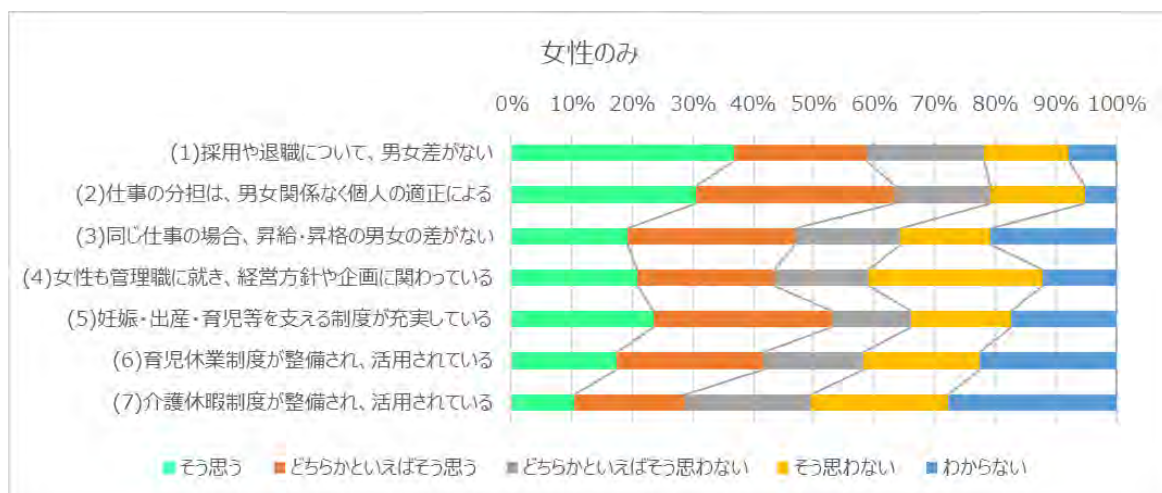
II,職業に関すること

問 4.主たる職業を教えてください。



問 5.職場の実態またはあなたの感じ方



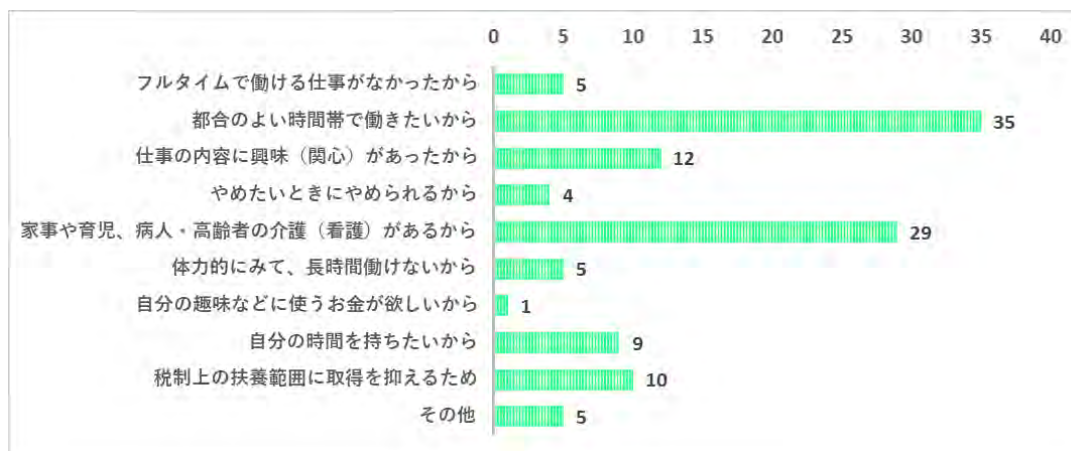


考察採用や退職、仕事の分担における男女差がないと思う方が5割以上を占めていますが、昇給昇格や管理職の就任、育児休業制度の活用においては男女差がない、活用されていると思う方は4割程、反対に思わない方も3割以上と高い割合となっています。

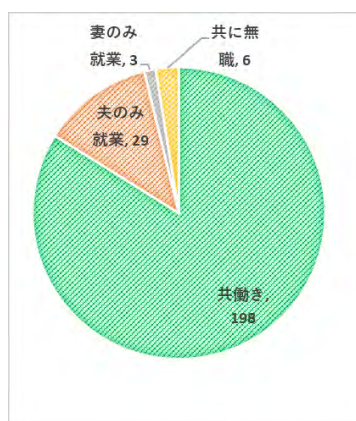
また、約2割の方がわからないと回答していることから、制度や仕組み自体が難しい、周知があまりなされていないことも考えられます。

特に介護休暇制度の整備活用については活用されていると思う方は3割未満、思わない方やわからないといった方が共に4割近い数値となっており、周知徹底や制度整備の促進が必要です。

問 6.パートを選んだ理由 ※パートの方のみ 男性：4 女性：47



問 7.夫婦の働き方



考察,

問 4 を踏まえるとパートで働く方は回答者のうち約 15%、選んだ理由のうち、特出して回答が多いのは「都合のよい時間帯で働きたい」「家事や育児、病人・高齢者の介護があるから」の 2 点であり、前者の都合のよい時間帯を選ぶ方の中には後者を理由に内包している方も複数いると考えられます。自由記述欄には「正社員だと育児との両立が難しい」「責任が重いのは困る」といった意見がありました。次に夫婦の働き方については 1 割程が夫のみの就業となっており、8 割以上が共働きで男女ともに就業率が高いことが読み取れます。

III,男女の役割、地位の感じ方

問 8.ご家庭での家事の男女の役割分担

- 現状、良いバランスだと思っている
- 育児や介護を手伝ってほしいと思っている
- 家事を手伝ってほしいと思っている
- 地域活動を手伝ってほしいと思っている
- その他

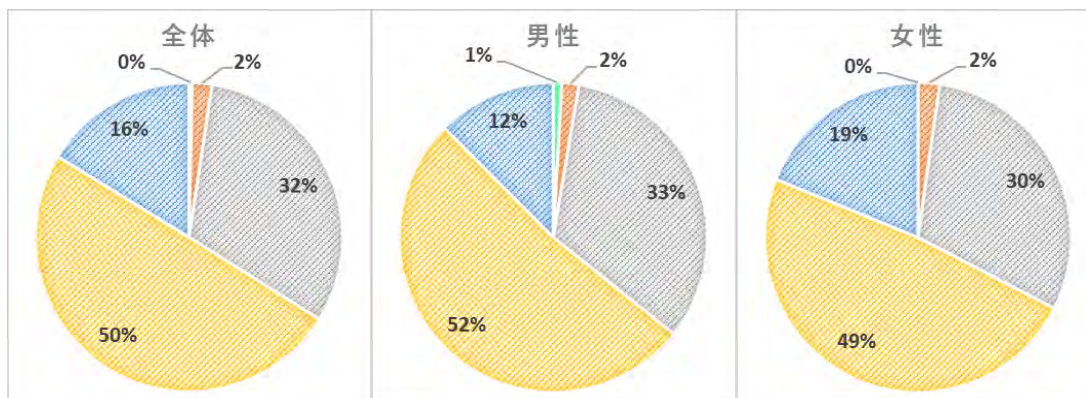


考察, 家庭内の男女の役割分担として、男性は 7 割以上が良いバランスとっていますが、女性は 5 割未満であり、家事や育児を手伝って欲しいと思われている方が合わせて 4 割以上となりました。自由記述では「手伝ってほしいが親世帯がよしとせず頼みづらい。」「働いてもらっているので仕方ない。」「もっと手伝わなければと思っている。」「家族で分担したい。」といった意見がありました。年代別に見るとどの年代でも家事を手伝ってほしいと思っている方が一定数おり、育児や介護については 30 代～40 代にかけて多く、問 5 で浮上した課題の介護休暇制度については、この年代を中心に周知を図る必要があります。

家事については全体的に男性の家事参画推進として、就労環境の整備促進、男性の意識向上を推進することにより、男女間のバランスがとれていくと考えられます。

問 9.一般的に女性が職業を持つことに関する考え

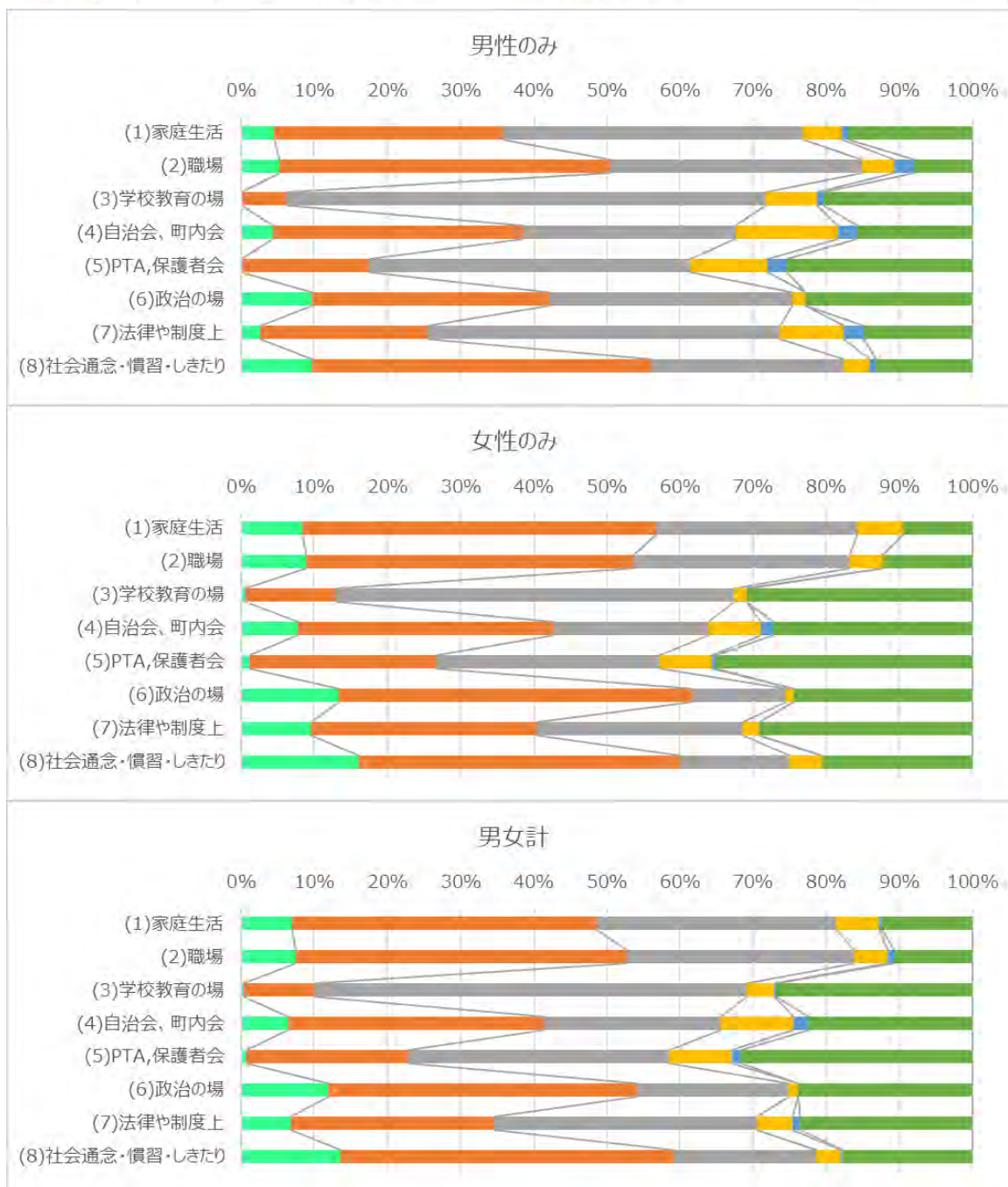
- 女性は職業を持たない方がよい
- 結婚するまで職業を持ち、結婚後は家事業に専念する
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- その他



考察, 男女共に「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が5割と最も多く、次点で「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」が3割でありました。結婚よりも子供ができることが仕事を継続する上での壁になっていることがわかります。また、自由意見では「家庭と本人次第」という個人の自由であるという意見が多く、その他には「育児休暇の充実・義務化を」といった意見があり、子育てしながら仕事を続けたい人のために、延長保育を含めて保育園の整備、病児保育のさらなる充実等が求められます。一度中断し子育てに専念したい人のためには、育児休業制度の充実や職場復帰のためのスキルアップ講座の開催等が考えられます。

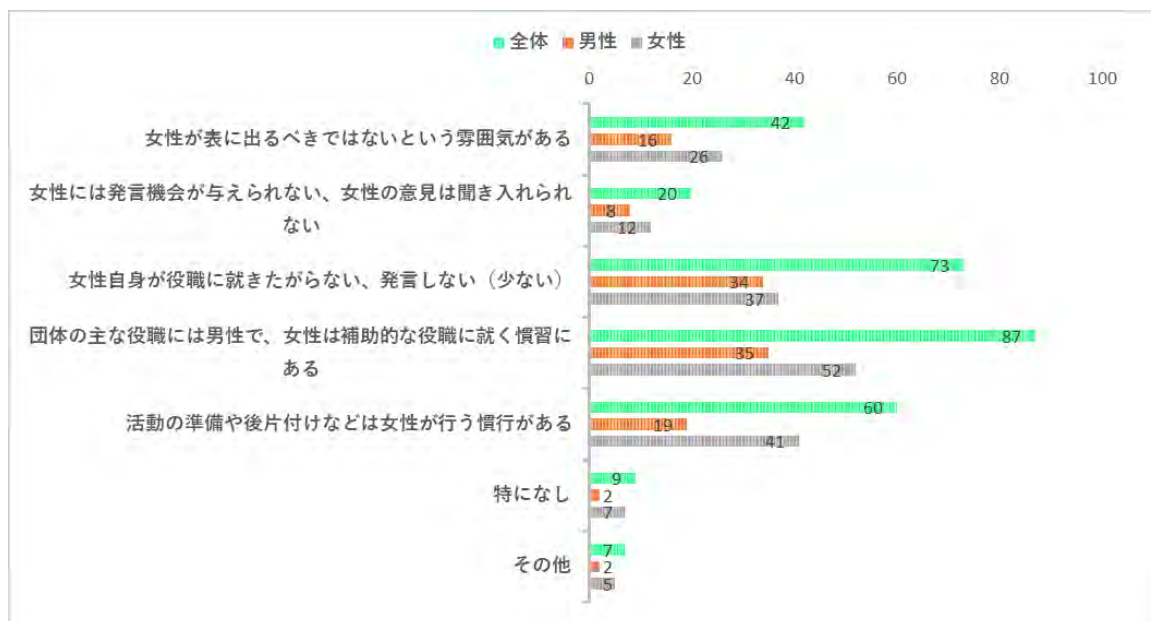
問 10.男女の地位

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

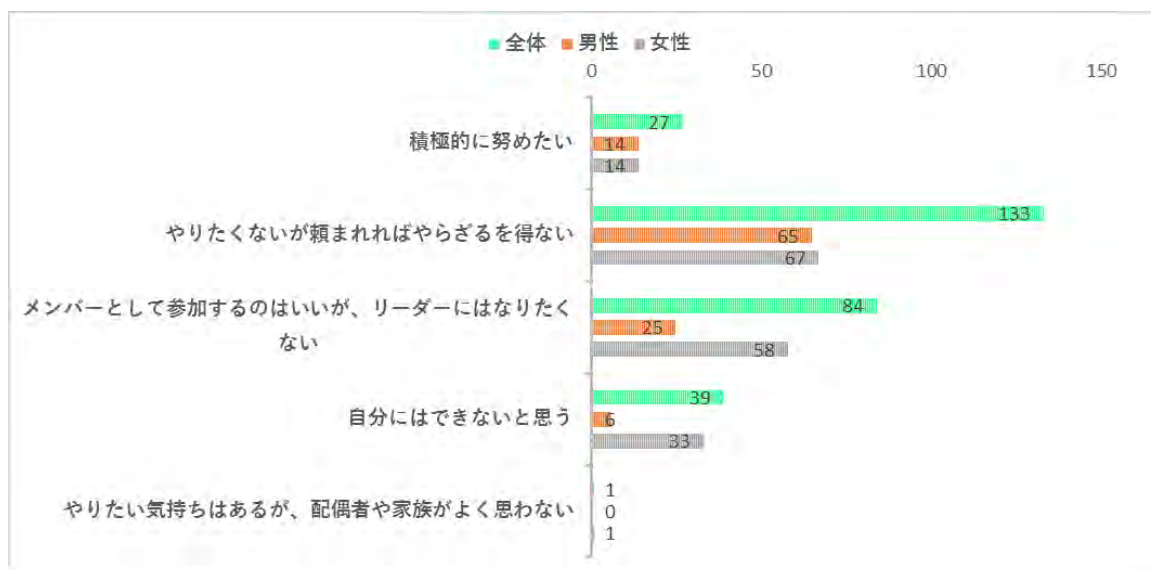


考察、全体として男性優遇と感じている割合が女性優遇に対し高い割合となりました。男女比を見ると教育の場以外での女性の平等と感じている割合は男性に対し低い傾向であり、特に家庭生活や政治の場、法律や制度上の項目においてその差が大きくなっています。

問 11.自治会や町内会での男女の役割分担など



問 12.職場、自治会、PTA、政治の場等でリーダー的役割を求められたとき、どう思うか



考察, 問 10 の結果及び問 11,12 の女性回答を踏まえると男性優遇の割合が高い分野において女性は消極的な傾向にあります。「役は男性が引き受ける」といった各分野のコミュニティにおける活動に男性のイメージが強くあるためと考えられ、女性の活動を PR していくと結果が変わってくるのではないかと思います。

IV,DV について

問 13.暴力だと思うもの

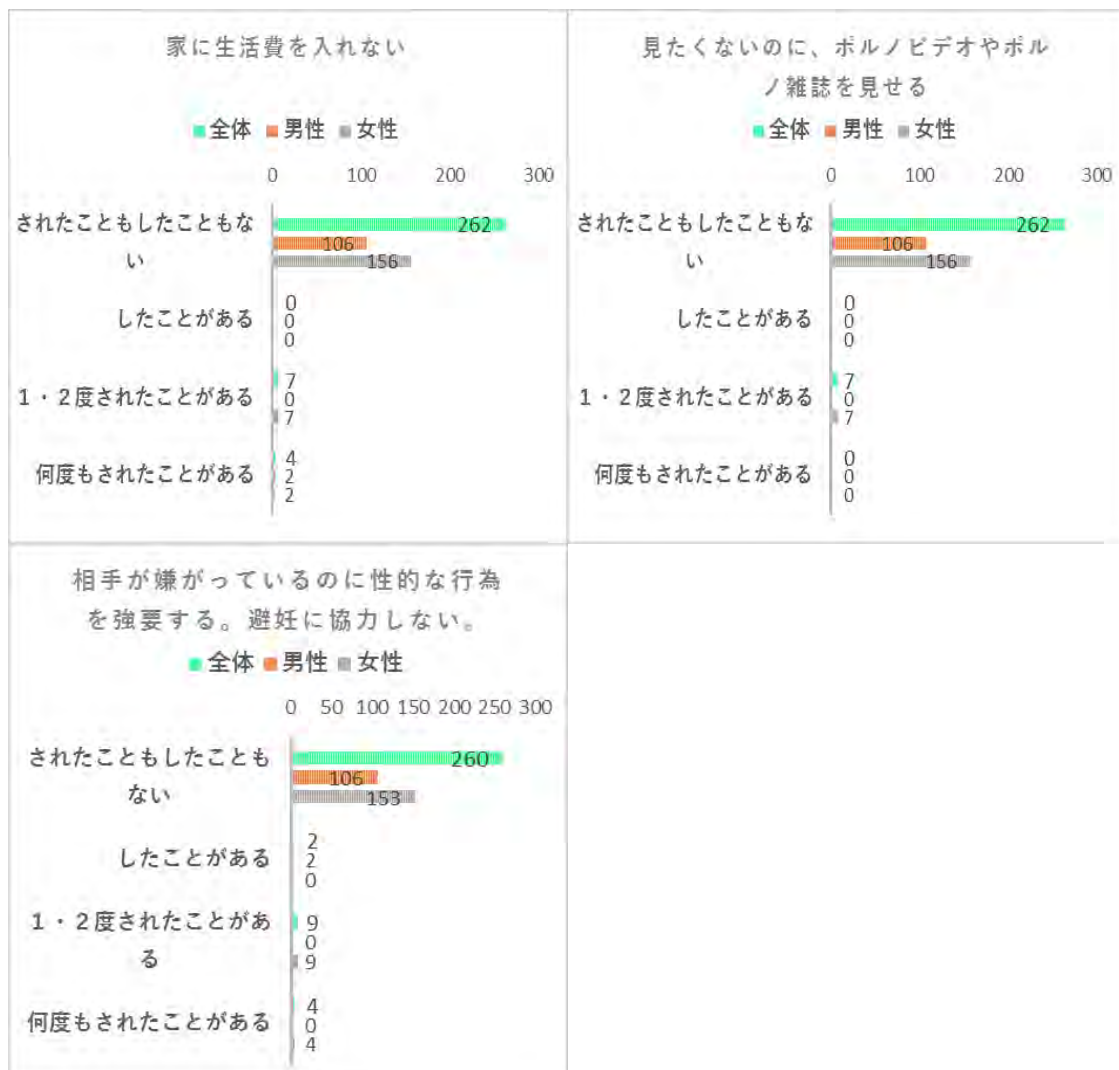


問 14.暴力だと思わないもの



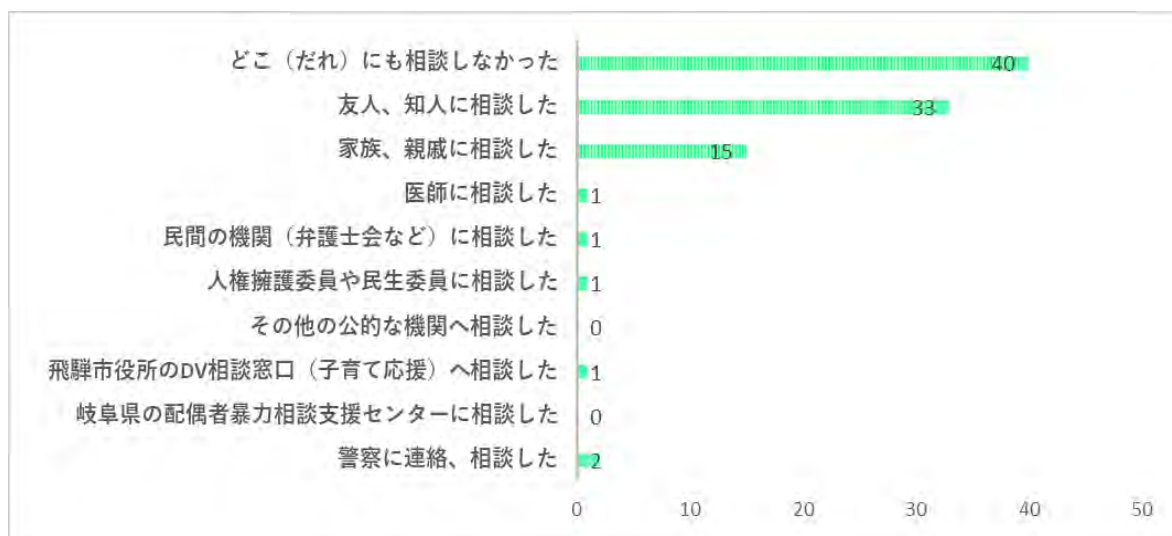
問 15. したこと、もしくはされたことがあるもの





考察, 問 13,14 に対し問 15 を比較すると、全てが関連しているわけではありませんが、問 15 中、最もしたこと、されたことがあるものとして「長時間無視し続ける」があり、問 14 において暴力と思わないとした回答も 2 番目に多く、軽い仕打ちとして行っている方が多いと考えられます。また、暴力と思わない回答が 50 付近と高い数値のものについては、問題として浮上しにくいと考えられ、積極的な啓蒙活動が必要です。

問 16.問 15 で一つでも「されたことがある」とした方でそれを誰かに打ち明けたり、相談したりしたか



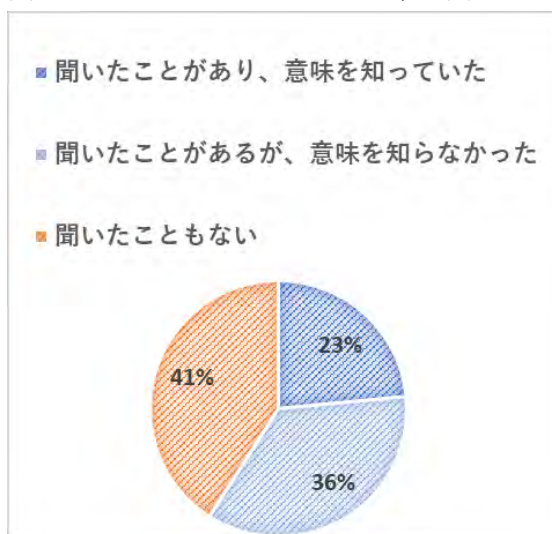
問 17.問 16 で「どこ（だれ）にも相談しなかった」とした場合、その理由



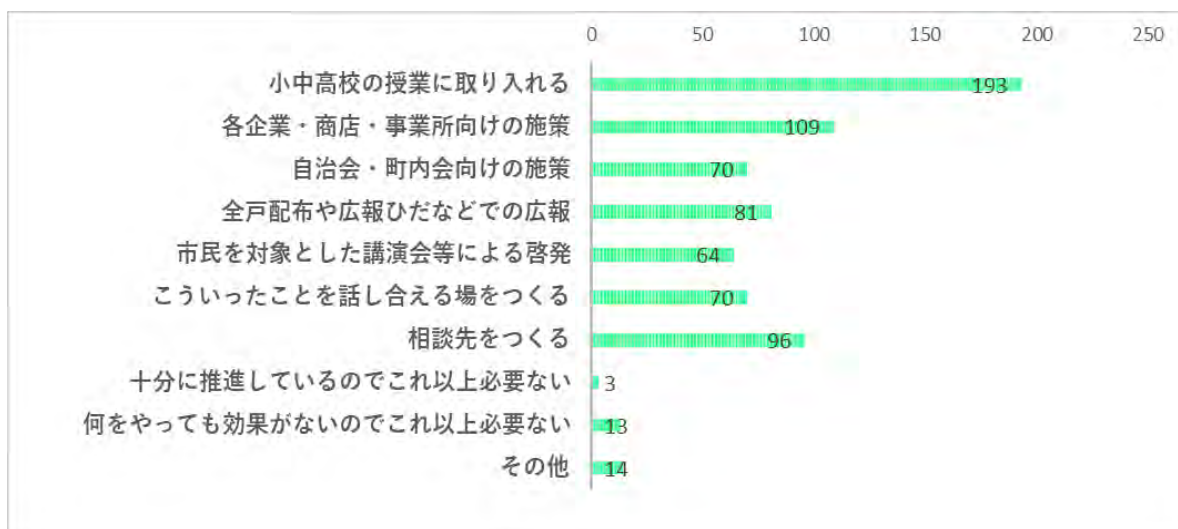
考察, 問 16 中, 「だれにも相談しなかった」が最も多く、かつ問 17 の理由の中でも解消には外部のサポートが必要と思われる「そのことについて考えたくない、思い出したくなかった」以降の理由の方が約 5 割あり、その中でも特に「相談しても無駄だと思った」を選ぶ方も多いため相談しやすい体制整備、周知が必要と考えられます。

V,ダイバーシティについて

問 18.ダイバーシティという言葉聞いたことがあるか



問 19.男女共同やダイバーシティ社会を推進するにあたり、どのような施策を実施すると効果的だと思いますか



考察, 問 18 中「聞いたこともない」方が 4 割おり、施策実施にはまず周知拡大が必要と考えられます。

問 19 の中で施策実施にあたり効果的と思われるものでは、「小中高校の授業に取り入れる。」、次点で「各企業・商店・事業所向けの施策」の回答が多くありました。聞いたことのない方への周知を図るにあたっては、強いるような捉え方にならないよう配慮をした啓蒙活動が必要であり、意見の中では「土台作りが必要」「環境の変化に追いついていくもの」「環境が変わらないと考えは変わらない」といった意見もあり、取組事例の紹介など、最初は自分ごとでなく外部情報として取り入れてもらうなど少しずつ段階を踏んだ体制整備が必要と考えられます。

第三章
各重点項目への
アクションプラン
及び指標

知っていますか？

男女共同参画に関するシンボルマーク



平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画局においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、各種広報啓発活動を展開してきました。

内閣府男女共同参画局では、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

各アクションプラン

基本理念及び各基本目標に基づき、それぞれの目標の重要な要素となる「重点項目」別に、目標達成に向けたアクションプラン(取組方針)を設けました。

基本目標Ⅰ

重点項目①ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発及び女性の参画推進

男女共同参画社会の推進において、最も重要となる性別的役割分担意識の解消に向け、政策・方針等に関わる管理職・役職等への女性の参画を推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れることを推進し、みんなが利用しやすい制度、環境が形成されていく住みやすいまちにしていくための意識啓発に取り組んでまいります。

取組内容(細節)

- A 政策・方針決定過程への女性登用の促進
- B 企業・団体等での方針決定過程への女性の参画推進
- C 市民・事業者への意識啓発
- D あらゆる分野への男女共同参画の視点の導入促進
- E 教育・学習での男女共同参画の推進

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	各種審議会等における女性登用の促進	市の審議会や委員会等の政策・方針決定過程への幅広い市民の参画と女性の登用に取り組み、委員の性別に偏りのないよう配慮した参画体制の構築のため、女性の登用率3割以上達成を目指します。また、定期的に各種委員の女性登用率を確認しつつ、女性の割合が留まっている要因を検討し、その改善に向け、働きかけていきます。	各課
	農業における男女共同参画の推進	県が策定する「ぎふ農業・農村基本計画」や「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」に基づき、農業委員への女性登用の促進、農業に関する男女共同参画の見える化への取り組みを行います。	農業振興課 商工課
	家族経営協定締結の促進	家族経営協定の理解と締結の促進についてJ Aや農業委員会及び関係団体と連携し、啓発に努めます。商工業等自営業に対しては、商工会や商工会議所等と連携し、働きかけていきます。	農業振興課

B	行政区・地域 団体への女 性参画の推 進	地域団体において女性の意見を取り入れ、みんなが住みやすいまち づくりを図っていくために、地域団体の役員への女性の参画推進に 向けた取り組みを行います。	各課
	事業者での 政策・方針決 定過程への 女性の参画 拡大	市内事業者・各種商工団体において女性管理職が少ない現状を踏ま え、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、情報提供及び 啓発活動を行っていきます。	商工課 総合政策課
C	市民への意 識啓発	国や県、関係団体における男女共同参画に関する情報を提供してい きます。また、岐阜県男女共同参画強調月間（毎年 11 月）や国の 男女共同参画週間（毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間）を通じ て意識の推進を図ります。	総合政策課
	男女共同参 画に関する 講演会等の 開催	男女共同参画に関する講演会や学習会の開催を継続し、市民がより 参加しやすく、啓発効果が高まるように内容や周知方法の検討を行 っていきます。参加層の拡大を目指すとともに、参加者へのアンケ ートを実施し、市の男女共同参画施策に対する認知度を確認してい きます。	総合政策課
	分かりやす い男女共同 参画の推進	男女共同参画の取り組みにおいて「市民にやさしい、分かりやすい 仕組みづくり」を進めるために各種制度、慣行の定期的な見直しを 行い、着実な取り組みを展開します。	総合政策課
	男女共同参 画の取り組 みの見える 化	国や県及び関係団体が発信する取り組みについて情報提供してい きます。また、市内での男女共同参画に関する取り組みや女性の活躍 における情報を収集し、積極的に情報発信していきます。	各課
	総合的な情 報発信の推 進	市のホームページや各施設において、意識啓発やワーク・ライフ・ バランス、各種制度などの情報をチラシや特集コーナー、参考図書 など様々な媒体、手法で幅広い世帯への啓発を行っていきます。	総合政策課 秘書広報課 文化振興課 (図書館)
	一時託児付 き講座・講演 会の拡充	講座・講演会を行う際に参加しやすい環境づくりのため、託児事業 者の活用を促進し、一時託児付きの講座・講演会等の拡充を進めま す。	学校教育課 生涯学習課 文化振興課 (図書館)

C	事業者への 情報提供の 推進	既存の制度・慣行の見直しを行い、男女共同参画に関する取り組みを促すべく、男女共同参画の基本理念や基本計画及び各種制度について事業者を対象に情報提供、啓発活動を行います。	商工課
	事業者を対象にしたセミナー等の開催	事業者向けのセミナーや意見交流会を開催し、市内企業の取り組みの状況を把握するとともに先進事例や好事例の紹介を行っていきます。	商工課
	ポジティブ・アクションの推進	商工会や商工会議所等と連携し、ポジティブ・アクションの推進を啓発していくとともに男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国や県の取り組み等について情報提供を行っていきます。	商工課
D	男女共同参画の視点に立った事業の展開	市で実施する様々な事業において男女共同参画の視点を導入することで幅広いニーズに対応した事業展開を行っていきます。	各課
E	個性・能力等を尊重した生徒指導・進路指導の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人の個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう進路指導の充実に努めていきます。また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。	学校教育課
	男女共同参画を活用した進路指導	県内及び市内事業者の経営者を講師に招き、中学生を対象に講演会及び意見交換会を開催します。市内事業者への働きかけを行うとともに進路指導との相乗効果に期待できるような内容の検討を進めていきます。	学校教育課 中学校 商工課
	学校生活や運営における慣行の見直し	各校へ訪問し、教育活動の参観・点検等を実施し、管理職や教員に適宜指導を行っています。また、日常的に各種研修・会議の機会を通して、指導や助言を行っており、今後も継続していきます。	学校教育課
	男女共同参画の理念に沿った学習環境の整備	意識啓発を促すべく適切な情報提供とともに、各学校及び市立図書館における男女共同参画に資する図書の充実を図ります。	学校教育課 文化振興課 (図書館)
	地域における学習機会の提供	市内団体や地域活動団体等に対し、男女共同参画に関する出前講座を行います。また、様々な講座において男女共同参画の視点を取り入れるよう配慮していきます。さらに、参加希望者が参加しやすいように託児付きの講座にするなどの学習機会の環境整備の拡充を進めていきます。	総合政策課

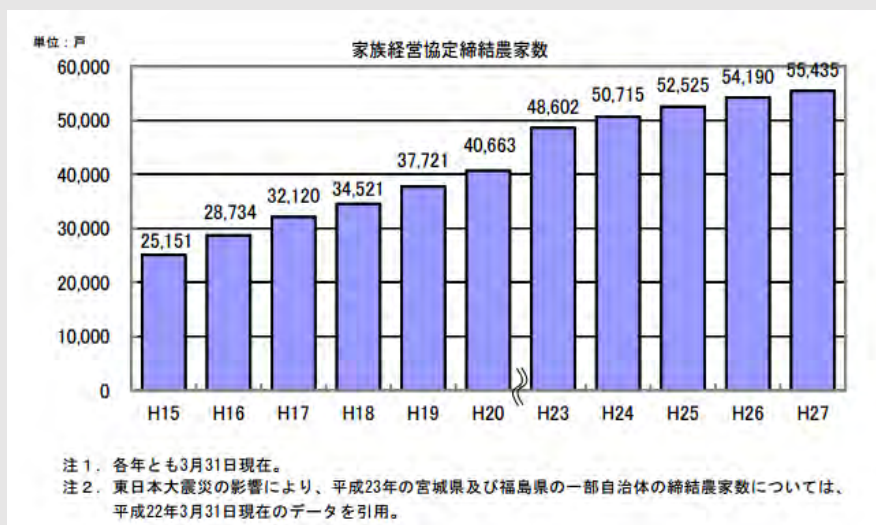
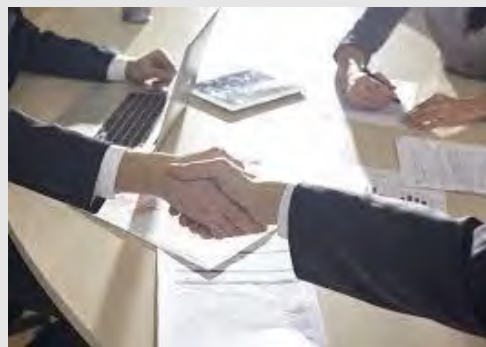
トピック②

「家族経営協定」ってなあに？

家族経営が中心の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組むためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている世帯員間のルールを文書として取り決めた『家族経営協定』です。全国で家族経営協定を締結している農家の割合は年々増え、平成27年には55,435件となっています。

協定は家族農業経営の発展状況に応じて世帯員相互間の話し合いに基づいて取り決められるもので、その内容は画一的なものではありませんが、盛り込まれることが適当と考えられている事項には、「農業経営の方針決定」、「収益分配」、「就業条件」、「経営移譲（継承を含む）」などが挙げられ、家族の実情に合わせて盛り込むことが望まれます。



< 典拠 > 農林水産省 経営局 平成27年調査結果

基本目標Ⅰ

重点項目②あらゆる暴力、虐待の根絶、被害者の保護（DV防止計画）

DV等のあらゆる暴力やハラスメント行為は一方的に「人権」を踏みにじる人権侵害であり、許されるものではありません。特に家庭でのDVは、令和元年度の調査結果においても、DVを受けたことのある方の4割が誰にも相談しておらず、外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向があります。

また、調査結果の中では暴力と認識せず行われている行為もあり、意識啓発が必要です。

近年では、デートDVと呼ばれる交際相手からの暴力やインターネット・SNSを利用した個人情報の悪用や誹謗中傷なども問題となっているほか、子育てにおいては、職場で女性職員の妊娠をきっかけに嫌がらせや自主退職を強要する³マタハラ、男性社員の育児休業の取得や、育児支援のための短時間勤務の活用を妨害する⁴パタハラといったハラスメント行為も社会的な問題として認識が高まっています。

こうした問題に対し、市ではDV防止法に基づき、若年層からの予防教育や情報提供を行い、暴力を許さない意識の醸成に取り組むとともに、被害者の相談窓口を子育て応援課に設置し、ケースに応じて面談や家庭訪問、電話相談、メール相談等の多方面から適切な対応による解決に努めつつ、警察署等とも連携した早期発見、情報共有を図り、今後も被害者が相談しやすい体制の充実、関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

被害者の保護においては、被害者がその後の生活において、当時の被害に対し周囲から心ない言動を浴びせられたり、報道の取材、裁判等の各種手続きで繰り返し被害の内容を話さなければならないといった二次的な被害防止のため、周囲への意識啓発も重要です。

取組内容(細節)

A あらゆる暴力(DV)、虐待防止のための啓発

B ハラスメント防止のための教育・啓発

C 被害者保護のための情報発信や相談、連携体制の強化

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	女性への暴力防止のための啓発推進	内閣府で毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談機関のチラシの配布などの啓発を行っていきます。性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めていきます。	子育て応援課

³ マタニティ・ハラスメント：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めによる不利益を与える行為

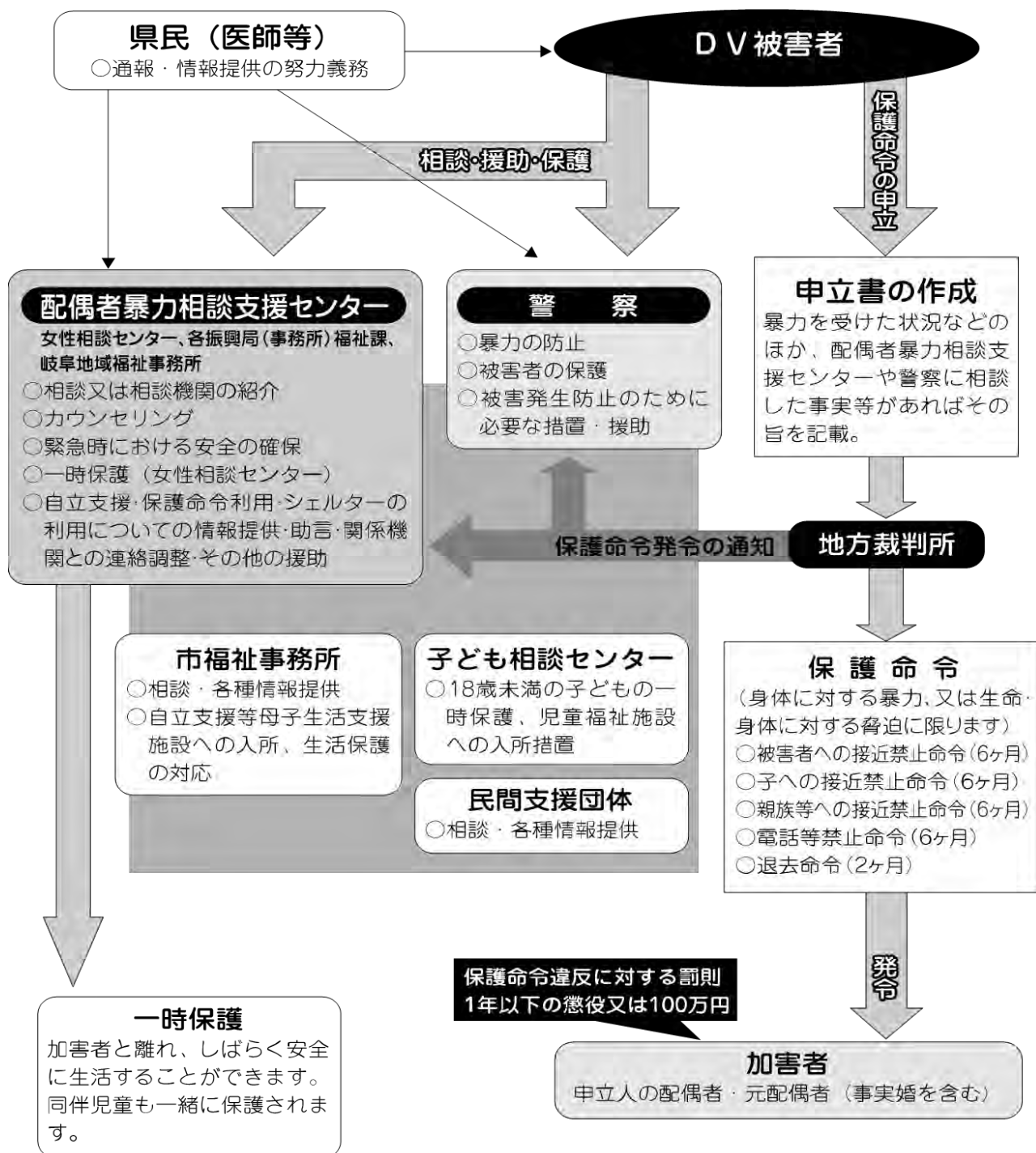
⁴ パタニティ・ハラスメント：男性社員が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることへの妨害行為

A	児童虐待の早期発見と適切な支援	市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見し、子ども相談支援センターに繋ぎ、適切な支援が迅速に行われるよう、連携体制を充実させます。	子育て応援課 教育委員会
	高齢者への虐待における情報提供・相談体制の強化	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見と適切な措置に努め、体制強化を図ります。また、虐待防止に向けた啓発活動や介護者支援を行います。	地域包括ケア課
	障がい者等への虐待防止	関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる福祉課を中心に、円滑な支援を行う。	障がい福祉課
B	若年層からの予防教育の推進	市内の中学校、高校においてDV等の暴力についての認知度調査を行い、現状把握するとともに、若年層におけるあらゆる暴力を予防する正しい知識の習得を図ります。若年層の利用者の多い施設においてポスター啓発やパンフレット配布を行います。	子育て応援課 中学校・高校
	セクシャルハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について、企業訪問等を通して、周知・普及に努めます。	総合政策課 商工課
	パワーハラスメント防止のための啓発	情報提供や学習機会の提供を行い、パワーハラスメントなどの問題について啓発を行います。	総合政策課 総務課
C	被害者の安全確保	緊急の場合でも被害者やその同伴家族の身の安全を確保される体制に努めます。DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置（支援措置）に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を拒むことが出来るよう被害者からの申出を受付しています。	市民保健課 子育て応援課 各課
	地域での見守り・連携強化	DV等の暴力に対する相談窓口のPRや早期発見に努めます。今後も地域での見守りを強化し、地域ぐるみであらゆる暴力を許さない機運を高めていきます。また、国、県、近隣自治体、関係機関や民間団体との連携を進めます。	子育て応援課 社会福祉協議会
	関係機関との連携強化	関係課及び関係団体、連携会議等でDV等被害者に対する支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	子育て応援課 関係課

C	自立に向けた支援	被害者に対し、早期に対応できるよう、就業支援、住宅の斡旋、保育園入園・学校入学等の支援などの体制を構築していきます。	子育て応援課 商工課 都市整備課 学校教育課
	相談対応における職員等の質の向上	被害者・相談者への適切な助言・対応が出来るよう、相談員及び職員の質の向上の促進に努めていきます。そのために、現場ニーズに即した研修に参加すると共に、庁舎内での連携を強化します。	子育て応援課 各課
	情報を取得しやすい環境づくりと啓発	市のホームページに相談窓口や各種制度における情報を集約したページを設置するよう検討を進めていきます。	子育て応援課
	相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会に参加し、職員の質の向上を図ります。また、相談支援体制の充実と関係機関との連携を強化します。	子育て応援課 各課
	相談体制の充実	警察や医療機関、区長、民生児童委員、人権擁護委員等との連携と強化を図ります。被がいが生じた際には、警察や岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）、関係機関などと連携し、被害者の迅速且つ円滑な保護を図ります。	子育て応援課
	きめ細やかなカウンセリングの実施	D V等被害者や相談者の個々のケースに配慮した適切な対応や助言を行い、二次的被がいが生じないよう、研修への参加やケース会議を実施し、関係機関の連携強化及び職員や相談員の資質の向上を図ります。	子育て応援課

DV等被害者への支援

岐阜県においては岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）が開設され、DVに関する相談や情報提供などの支援が行われています



<典拠>岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）

基本目標Ⅰ

重点項目③人権尊重、男女平等への取り組み

「人権」は誰もが持つ幸せに生きるために必要な基本的権利であり、最も尊重されるべき権利です。

しかし、「人権」は無制限に個人の権利を主張するものではありません。「人権」は他の人の持つ「人権」と衝突・矛盾を起こす場合もあり、その際には互いを尊重し合った形で調整されるべきものです。

正しい人権に対する理解を深め、「人権」を尊重し合えるやさしいまちとしていくための人権教育、講座等による啓発活動を行ってまいります。

取組内容(細節)

A 人権尊重のための教育及び啓発に関する取り組み

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	人権の尊重や男女平等に関する教育の実践	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等の相互理解の重要性について道徳や総合的な学習の時間を中心に職場体験やボランティア活動など教育活動全体を通して学習を進めていきます。	学校教育課 市内小中学校
	広報等の啓発活動の推進	男女共同参画の根本である人権に関するさまざまな情報を収集し、積極的に情報発信や広報活動を行います。	市民保健課
	こころの悩み相談の推進	誹謗中傷や周囲の環境からの不安や生きづらさを感じるなど、様々なこころの悩みについて、相談窓口の周知、サポート体制を整え、気軽に相談できる体制整備を推進します。	市民保健課
	人権教育の推進	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、人権教育を推進し、人権擁護委員・国・県・市内小中学校・関係団体と連携を図りながら、「差別のない明るい飛騨市づくり」の実現を目指します。	市民保健課
	人権に関する講演会の開催	市民の人権に対する正しい理解を深めるため、講演会を定期的に行い、市民が参加しやすく、主体的に学べる機会を提供します。	市民保健課

基本目標 II

重点項目①ダイバーシティ実現に向けた制度・体制整備及び意識啓発

人口減少社会において、私たちが現在の水準の社会生活を維持していくためには、様々な人材が活躍できる社会基盤の整備や多様なライフスタイルや価値観、文化を認め、共生していくための個々の意識の変化が必要です。

自身にあった仕事を選択できるよう企業紹介等の情報提供、市を始めとした柔軟な就労環境の整備の推進、仕事とプライベートの両方を充実させるための制度活用を推進するとともに、多様性への理解促進の取り組みとして講座等の実施や市内に住む外国籍市民や企業の技能実習生の方にも住みやすい多文化共生の推進、友好都市との子供から大人まで生涯通して交流できる環境整備によるグローバル精神の形成に取り組んでまいります。

取組内容(細節)

- A ダイバーシティ実現に向けた支援
- B 安心して働ける育児・子育て環境の整備
- C 起業、就職等就労支援の充実
- D 性的マイノリティへの理解促進
- E 多文化共生の推進
- F 友好都市との文化交流の推進



LGBT 研修の様子

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	市職員への意識啓発	市政運営における既存の各種制度や慣行を見直し、職員の意識の改革を促します。市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場になるよう計画（「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」）に基づき、取り組みを推進していきます。	総務課
	市職員の働きやすい職場環境整備	長時間労働の是正による人件費の抑制を図るとともに、働きやすい職場環境と効率的に成果を発揮できる組織づくりを行うため職場環境の整備に取り組みます。	総務課
	労働時間短縮等の促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するために情報提供を行います。	総務課
	仕事と家庭生活の両立に向けた意識の啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するセミナーや意見交換会を開催し、啓発を行います。また、市内企業等の具体的な取り組みについて広報やホームページ等において紹介していきます。	総合政策課 商工課

A	飛騨市企業紹介サイトの充実	飛騨市企業紹介サイト『企業ステーション Hida』では、市内事業者の情報を発信しています。当サイトの充実を図り、市内事業者の男女共同参画や女性活躍推進に関する取り組みや岐阜県に認定された子育て支援エクセレント企業の取り組みを紹介していきます。	商工課 総合政策課
	各種制度等に関する情報提供	男女均等な機会と待遇の改善のために、商工会、商工会議所等と連携し、周知と改善を図っていきます。	商工課
	効率的な情報提供の推進	企業訪問等を通じて、各種制度の周知や情報提供を行い、市内事業者の現状を把握し、事業所、商工会や商工会議所などの関係団体と連携を図りながら、ポジティブ・アクション推進のはたらきかけをしていきます。	商工課
B	青少年育成推進事業の充実	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、青少年育成市民運動の一環として「地域のおじさんおばさん運動」を行い、地域の大人が子どもを見守り、時に注意し、助言することにより地域の連帯感と教育力を高めます。	生涯学習課
	放課後児童クラブの充実	現在実施している市内4箇所の放課後児童クラブの長期休業中及び土曜日の開室時間を利用する保護者のニーズにあわせて対応していきます。また、「山之村小学校」では、保護者のニーズにあった開室に向け、指導員の確保を進めていきます。	学校教育課
	次世代育成支援対策推進法の周知	市内事業者に対し、情報提供を行い、法令の普及定着に努めていきます。	商工課
	育児休業制度及び介護休業制度における情報提供	市内事業者の経営者や人事担当者、労働者に対し、育児休業や介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努めます。	商工課
	ひとり親家庭における福祉の充実	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の適切な対応ができる相談員の増員を目指します。また、ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの実施などで、子育てや生活面での支援を行うとともに、市営住宅や母子生活支援施設との連携等により生活の場の確保を図り、就労支援及び経済的支援を行っていきます。	子育て応援課 都市整備課 商工課 学校教育課

B	安心安全な遊戯施設の整備	公園や屋内遊戯施設の整備において、子育て世帯を中心とした利用者の意見を収集し、ニーズに沿った整備を行うとともに、点検や通報により危険箇所が発生した際には、迅速な利用者への周知及び事故防止措置に努めます。	都市整備課 子育て応援課
	子育てに関する情報提供の推進	毎年、「子育てガイドブック」を刊行し、子育て世代が望む情報を一括し、提供を行います。また、広報やホームページでの情報提供も積極的に行っていきます。	子育て応援課
	地域子育て支援センターの事業推進	地域子育て支援センターでは、子育て世代やその家族などが気軽に集い、子どもたちへの安全な遊びの提供、子育てに関する情報提供や子ども同士の仲間づくりの支援、子育てに関する相談業務について強化していきます。	子育て応援課
	乳幼児学級の充実	市内の就園前の乳幼児とその保護者を対象に乳幼児学級を継続していきます。「親子の学びの場」「仲間づくりの場」「情報交換の場」を柱に年齢別に月に1回実施していきます。	子育て応援課
	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業とする市内保育園やフレンドリー広場、地域子育て支援センター等において、市内の子育て世代に対する情報の提供、助言等を行うほか、子育て世代の親とその子どもの相談支援や相互交流の場を提供します。	子育て応援課
	ファミリーサポーター養成による共助環境促進	ファミリーサポーターを養成、支援し子どもを預けあい、預かりあえる共助環境の促進を図ります。	子育て応援課
	市内保育園等における保育サービスの充実 (1)	公立保育園（宮城保育園）において完全事前予約制による休日保育を実施するとともに、その状況に応じて神岡地区での開催を検討します。	子育て応援課
	市内保育園等における保育サービスの充実 (2)	山之村保育園を対象とした2歳児限定の未満児保育を継続するとともに、女性の再就職を支援するために未満児保育需要に対応し、引き続き、「待機児童ゼロ」を維持していきます。	子育て応援課

B	市内保育園等における保育サービスの充実 (3)	病児・病後児保育事業を推進します。また、神岡地内での病児・病後児保育事業実施に向け、環境整備を行います。	子育て応援課
	産前産後サポート事業の推進	助産師や地域の方々と連携し、妊娠中から出産後のママを支援する「産前産後ママサポートプロジェクト」に取り組みます。産後ケアやサロンの開催により、お母さんの孤立感や不安感解消のお手伝いを行うとともに、育児や家事の支援が必要な際には、お母さんが心身ともに休むことができるようサポートします。	市民保健課
	母子保健サービスの拡充	母子保健サービスの拡充を図り、妊娠、出産及び育児に対する不安感を軽減する支援制度の充実を図り、次世代を担う子どもたちを健やかに育てることができるよう学習の機会や環境整備に努めます。	市民保健課
	不妊・不育治療への支援	不妊・不育治療における情報提供や特定不妊治療費の助成を行っています。	市民保健課
	相談窓口の充実	母子健康手帳交付時に全ての妊婦と保健師が面接することによってよりきめ細やかな相談支援体制の整備を行います。	市民保健課
	乳幼児健康診査の充実	妊婦健診や乳幼児健診を実施し、母子に対する健康診断、訪問指導等をきめ細やかに行います。	市民保健課
C	就職・再就職の支援	商工課を窓口とし、ホームページやメール配信サービス（飛騨市ほっと知るメール）において、就職・再就職の情報提供を行うとともに、ハローワークからの情報（週間求人情報）を提供していきます。また、就職、再就職の情報取得方法について周知を継続し、再就職の支援を行います。	商工課
C	起業に関する支援	市内での起業を推進するため、飛騨市起業化促進補助事業を継続していきます。また、起業に関する情報提供を行っていきます。	商工課

D	多様な性のある方に関する講演会の開催	LGBT など性の多様性をテーマとした講演会等を実施し、多様な性への理解を深めます。	市民保健課
E	外国籍市民への情報発信の充実	市内で生活する外国籍の市民の方が安心して生活できるよう定期的な情報発信やわかりやすい資料提供に努めます。	総合政策課 各課
	外国籍市民への日本語教室の開催	外国籍市民の方がより市になじめるよう、希望者への日本語講座等を開催します。	商工課 総合政策課
F	友好都市との交流推進	友好提携都市との相互文化の交流や、小中高の各学校での交流事業を実施し、生涯通して交流できる環境を形成することで、市民の友好意識の向上を図ります。	総合政策課 各課

基本目標 II

重点項目②女性の活躍、挑戦意欲の増進(女性の活躍推進計画)

社会生活における男女の格差を是正し、誰もが性別を気にせずに自身の社会での生き方を選択できるようにするためには、社会において、いまだ多くある男性中心の分野へも女性が参画しやすいよう意識啓発や就労環境の整備、支援による挑戦意欲の増進を図り、男性だけでなく女性の視点からも見た制度設計、環境を形成していくことが重要です。

市では女性の就労相談、職場復帰等の支援を行いながら、企業における就労環境の整備も促進し、あらゆる分野において女性が参画し活躍できるよう取り組んでまいります。

取組内容(細節)

A 女性の活躍推進法の情報提供、啓発

B 女性の就労・復帰や推進事業者への支援

C あらゆる分野への女性参画の推進

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	相談窓口の設置	相談窓口を商工課に設置し、女性の活躍促進に関する相談及び問い合わせへの対応や女性の活躍促進に必要な取り組み等についてのアドバイス、女性の活躍促進に関する県や国の施策等についての情報提供を行っていきます。	商工課
	女性の活躍推進(1)	男性中心型労働慣行等を見直し、女性の労働力の重要性を理解し、現状よりも女性が働きやすい職場環境を整えることで女性の労働力を掘り起こすことを目指します。	商工課
		市内事業者に対し、女性活躍推進法の情報提供を行い、法令の普及定着及び一般事業主行動計画の策定に努めていきます。	
		主に企業訪問や情報提供を行い、女性の採用、人材育成、登用等の推進に働きかけていきます。	
B	女性の活躍推進(2)	平成 26 年度に制定した「飛騨市女性活躍推進基本条例」に基づく、飛騨市女性社会進出促進補助事業を継続していきます。	商工課
		結婚、出産での退職後の再就職や育休、産休等から職場復帰する女性の不安や悩みの解消に役立つ講座等を定期的実施します。	総合政策課 商工課 子育て応援課
		中堅女性社員を対象に「家事・育児との両立」、「管理職への登用」等について意見を聴取するワーキングウーマンミーティングを開催します。	総合政策課 商工課
C	女性の活躍研究会の推進	柔軟に市内で働く女性の意見等を収集できるコミュニティを形成し、女性のあらゆる分野への女性参画、活躍の機会の増進を図ります。	総合政策課

基本目標 II

重点項目③家庭における男女共同参画の推進

現在では家庭において共働きが増えていますが、男性はフルタイム、女性はパートなどの短期雇用の傾向が高く、社会制度として男女共に仕事・育児を両立するための制度が整備されてはおりますが、依然として性別的役割分担意識による固定意識、周囲の環境により制度活用がされておらず、こうした仕事と育児の偏りが社会における男女の格差の要因となっています。

出産・育児のために一方が仕事を諦める必要なく、共に家事、育児を分担しながら、仕事を継続していくための制度活用、就労環境の整備を推進していくため、子育て世帯の仕事と家事・育児の分担を話し合って支え合えるための意識啓発に取り組んでまいります。

取組内容(細節)

A 家庭における男性の家事・子育て等への参画推進

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	男性を対象とした啓発	男性にとって分かりやすく、実践的な内容に配慮して、意識浸透に努めていきます。また、男性自身の意識だけでなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲の理解が深まるような啓発を行っていきます。	総合政策課
	男性を対象とした実践的講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯に考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する講座を検討していきます。	総合政策課
	パパママ教室の実施	男性の育児参画を促すため、妊娠や妊娠期の健康について理解を深められるように内容の充実を図ります。	市民保健課

基本目標 III

重点項目①地域防災における男女共同参画の推進

災害時においては、ストレスによってDV等の暴力被害が起きやすくなるほか、家事や子育て、介護といった家庭の負担が女性に偏りがちになります。

また避難においては、赤ちゃんの泣き声等の心配から避難するのを控えたり、着替えや授乳を覗かれるといったのぞき等の犯罪行為も懸念されます。

こうした災害時等においてこそ、男女共同参画の視点から、誰もが安全を確保し、人権侵害に脅かされないよう意識啓発や防災体制の確立、万全の準備が必要になります。

市では講座等による男女共同参画の視点からの防災講習等を実施し、防災分野への女性の参画を推進するとともに、実践に即した訓練を実施し災害への万全の準備を行ってまいります。



取組内容(細節)

A 防災体制・活動への女性参画の促進

赤ちゃん防災講座を実施

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	防災体制への女性の参画促進	女性の視点に立った防災体制の確立を実施するために防災における政策・方針決定過程への女性の参画は不可欠と認識し、体制や連携を見直とともに、市主催で防災リーダー養成講座を開催し災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階からの女性の参画促進に努めます。	危機管理課 消防本部
	防火意識向上の取り組み	各保育園等で女性消防団員による防火教室を実施し、幼年期からの防火意識の向上を図ります。	消防本部
	防災活動における女性の参画促進	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を行い、防災分野における女性の参加者の拡大を目指します。	危機管理課
	子育て世帯の防災意識向上	お子さんのいる世帯へ向けた防災講習を実施し、子育て世帯の防災意識の向上、防災活動への参画を促進します。	危機管理課 市民保険課

基本目標 III

重点項目②男女が生涯を健やかに暮らせる環境の整備

100 年時代を迎える現代において、誰もが生涯現役で、仕事を退職した後においても地域で活躍できるような、それぞれのライフステージでの健康な体作りや、介護等の家庭のサポート、生活に障がいのある方が自立して自分らしく生きられるための生活を支援するとともに、若者の出会いの場の提供や魅力ある飛騨市を創出し、移住等で新たに飛騨市民となった方でも安心して暮らせるための相談、支援に取り組んでまいります。

取組内容(細節)

A それぞれのライフステージに合わせた支援の充実

B 介護負担の軽減支援

C 移住・定住促進、出会いの場の創出・結婚支援

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	障がい者障がい児が暮らしやすい環境の整備	発達支援センターや保健センター、教育委員会等の関係課が連携を密にし、将来的に自立した日常生活や社会生活につながるよう、個々の障がいに合った途切れのない支援の実施を目指します。	障がい福祉課 教育委員会
	障がい者障がい児が暮らしやすい環境の整備	障がい者（障がい児）が個人としての尊厳に相応しい生活を営むことができるよう、「第4期飛騨市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等の充実を図ります。	障がい福祉課
	障がい児者の相談支援体制の充実	地域が誰にとっても普通に生活できる場であるために、全ての人の ICF（国際生活機能分類）に基づいた安心を目指し、胎児から成人まで全ての相談がワンストップで受けられる体制づくりを推進します。	障がい福祉課
	生涯を通じた健康づくり体制の推進	「飛騨市健康増進計画 健康飛騨市 21（第2次）」を計画的に推進し、乳幼児から高齢者まで心身ともに健康でいつまでも活躍できる地域の実現を目指し、ライフステージに対応した取り組みを行います。全年代を対象とする健診等により、健康づくりの正しい知識や習慣の習得を目指していきます。さらに性別や年齢に関わらず、生涯を通じた健康づくりができる機会を提供します。	市民保健課

A	高齢者の健康増進	市内の高齢者の健康増進、活力維持のためにも、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労支援を促進します。高齢者の就労は生活維持の経済的側面と社会参画・生きがいつくりの側面があります。高齢者の就業希望や体力等の実態を確認しつつ、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できるような場を提供していきます。	地域包括ケア課
	高齢者の活躍推進	高齢者を生活支援サービスの担い手として地域で活躍できるよう、介護保険介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、高齢者の雇用、介護サポーターの拡充に向け、情報発信を行っていきます。	地域包括ケア課
	生きがいつくりの振興	価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰でも気軽に参加しやすいような年代やニーズ、ライフステージに応じた生涯学習の機会を市民カレッジの開校と共に提供していきます。また、自分が学んだ知識や技能を教えたいという思いに応えるため、市民の企画を講座に反映する市民提案型の「誰でも自主講座」を開催していきます。	生涯学習課
B	地域包括ケアシステムの構築	要介護者を持つ家庭において、その要介護者を家族みんなで支えながらも、仕事や地域活動、子育て、趣味にも時間をつくれるよう、その介護負担軽減につながる介護サービス基盤の構築、地域で高齢者介護を支える仕組みづくりを行っていきます。	地域包括ケア課
C	出会い創出事業	社会福祉協議会による出会いサポートセンター活動事業及び飛騨圏域共同のポータルサイトで出会いの機会創出を図ります。	地域包括ケア課
	地域資源を活用した出会い・飛騨市 PR ツアー開催事業	飛騨市の魅力的な地域資源・アクティビティを活用し、独身男女を対象としたツアーの企画実施を支援します。	地域包括ケア課
	男女共同参画視点を取り入れた移住定住の促進	移住定住をサポートする移住コンシェルジュに男女共同参画視点を取り入れることで移住定住の促進、移住者の満足度の向上を図ります。	地域振興課
	出会い・地域活性化イベント実施補助事業	市内団体及び事業者等が企画・実施する出会いイベントの開催を支援します。	地域振興課

基本目標 III

重点項目③頑張る人を応援する魅力あふれるふるさとづくり

人口減少が進む中で人々の活力を生み出すには、地域の魅力を発掘、発信し、地域内外の人の関わりを促進させ、地域に住む人々の誇りや地域資源を活用することへのやりがい
を創出していくことが重要です。市内の頑張る人を応援し、飛騨市の持つ豊かな自然から
得られる産物や様々な伝統、歴史ある資源の活用を促進することで、地域の方々の誇りや、
活躍の機会の創出に取り組んでまいります。

取組内容(細節)

A 地域コミュニティの活性化促進

B 地域の宝物の発掘及び活用促進、魅力発信の推進

細節	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A	関係人口と人 交密度の増大	地域外から市民と一緒にイベントのスタッフや集落の保安全管理、 作物の栽培や収穫など、より地域と密着した関わりを持ってくれ る関係人口と呼ばれる方々との多面的な交流を推進し、市民との 関りから地域の活力の創出に取り組みます。	地域振興課 各課
B	ふるさと納税 の活用促進	ふるさと納税の利用を促進し、地域資源を活用する事業者を応援 するとともに、情報発信によるブランド力の向上を図ることで事 業者の意欲増進、新たな魅力ある資源の発掘・創出を推進します。	地域振興課 各課
	薬草の活用促 進	市の9割を占める森林から採れる豊富な薬草を市内団体と連携し て様々な活用方法を創出し、地域内需要の増進、市外への魅力発 信を行っていきます。	地域振興課
	宇宙物理学研 究施設の魅力 発信	東京大学宇宙線研究所と連携し市内に設置されている宇宙物理学 研究施設の研究内容を広く周知するため整備した「ひだ宇宙科学 館カミオカラボ」を核に地域内外へ研究の魅力を発信します。	神岡振興事務 所
	伝統工芸の文 化継承、魅力 発信	千鳥格子やつるし飾り、山中和紙など飛騨市に引き継がれる伝統 工芸の文化を、市内の団体と連携した制作体験、展示会等を通し て幅広い層へ伝え、その魅力を発信していきます。	各課
	山城群の保全 活用	市内に多数ある山城群の調査、保全を進めるとともに、イベント やPR事業を行うことで地域資源としての活用促進、市民の誇れ る文化財としての意識向上を図ります。	文化振興課
	美術館・博物 館の活用促進	文化財、美術品等を展示する美術館・博物館において、市内外に 収蔵資料の価値を伝えていくための新たな活用方法を創出し、関 わる人々を増やすことで文化財の保存及び施設運営を維持しつ つ、市民の芸術・文化への知識及び教養の向上を図ります。	文化振興課

各指標

各基本目標、重点項目に基づくアクションプランに対し、毎年を取組状況を把握する指標として数値目標を掲げています。

基本目標Ⅰ 誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現

重点項目① ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発及び女性の参画推進

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
A	地方自治法第202条3に基づく議会、委員会等の委員における女性参画率	市町村防災会議、国民健康保険運営協議会、介護認定審査会、公民館運営審議会、社会教育委員会、市町村都市計画審議会、地域審議会、住宅建設等促進助成交付審査会、市営住宅入居者選考委員会、特定住宅入居者選考委員会、都市景観審議会、飛騨市農業支援協議会、飛騨市環境審議会、飛騨市ケーブルテレビ番組編成審議会、国民保護協議会、公務災害補償等審査会 等の女性参画率	14%	30%	各課
	地方自治法第180条5に基づく委員会等の委員における女性の参画比率	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会における女性の参画比率	24%	30%	各課
C	一時託児付き講座・講演会の拡充	一時託児付き講座・講演会数（年間）	35	45	生涯学習課

②あらゆる暴力、虐待の根絶、被害者の保護(DV防止計画)

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
C	DV等における相談窓口の情報発信	DV等における相談窓口の情報発信	6回/年	8回以上/年	子育て応援課

③人権尊重のための教育及び啓発に関する取り組み

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
A	人権教室の開催	市内小学校・老人福祉施設等での人権教室の開催数	3回/年	3回以上/年 継続	市民保健課

基本目標Ⅱ 一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進

①ダイバーシティ実現に向けた制度・体制整備及び意識啓発

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
A	有給休暇取得の推進	有給休暇の取得日数	8 日	5 日以上/年	総務課
	時間外勤務時間の削減	年間の時間外勤務時間数	12.99	平均 10 時間/月	総務課
	市女性職員の育児休業等の取得率	市役所女性職員の育児休業等の取得率	100%	100%	総務課
	市男性職員の育児休業取得者数	市役所男性職員における育児休業取得者数	1 人	1 人以上	総務課
	男性の産休（配偶者出産休暇・育児参加のための休暇）の取得促進	市役所男性職員の産休の取得率	36%	80%	総務課
	農家の家族経営協定の促進	家族経営協定数	4 経営体	10 経営体	農業振興課
B	休日保育実施園数	休日に保育を実施する保育園の数	祝日保育 1 園	休日保育 2 園	子育て応援課
	病児・病後児保育実施施設数	病時・病後児保育を実施する施設数	2 園	2 園	子育て応援課
	放課後児童クラブの開室時間	市内 4 放課後児童クラブにおいて、長期休業時の開室時間	長期休業時 午前 7:30～ 午後 18:00	開設時間の維持	学校教育課
	保育所待機児童数	3 歳未満児の保育所待機児童者数	0 人	0 人	子育て応援課
	子育て支援センターの機能拡充	諏訪田子育て支援センターの開設日の拡充	出張支援 2 回/月開設	出張支援 1 回/週開設	子育て応援課
	子育て支援センターの機能拡充	河合・宮川子育て支援センターの出張支援先の拡充	出張支援先 1 か所	出張支援先 2 か所	子育て応援課

B	母子・父子自立支援員数	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の適切な対応ができる相談員の増員	2 人	3 人	子育て応援課
E	性の多様性に関する講演会等の参加者数	性の多様性に関する講演会等の参加者数	30 人	年間 30 人以上	市民保健課

②女性の活躍、挑戦意欲の増進(女性の活躍推進計画)

細節	指標名	説明	現状	目標値 (R7)	課名
A	女性社会進出促進宣言事業者数	飛騨市女性社会進出促進補助制度に基づく女性社会進出促進宣言書提出事業者数	令和 2 年 10 月 現在合計 22 事業者	10 事業者 (2 事業者×5 年)	商工課
B	飛騨市女性社会進出促進補助制度活用	飛騨市女性社会進出促進補助制度を活用した事業者数	令和 2 年 10 月 現在合計 18 事業者	10 事業者 (2 事業者×5 年)	商工課
	「企業ステーション Hida」アクセス数の増加	「企業ステーション Hida」年間アクセス数 (ページビュー:ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数)	令和 2 年 10 月 現在 17,969 ページビュー	30,000 ページビュー/年	商工課
	ワーキングウーマンミーティングの参加者数	ワーキングウーマンミーティングの参加者数	-	年間 30 人	総合政策課 商工課

③家庭における男女共同参画の推進

細節	指標名	説明	現状	目標値 (R7)	課名
A	【再掲】市男性職員の育児休業取得者数	市役所男性職員における育児休業取得者数	1 人	1 人以上	総務課
	【再掲】男性の産休 (配偶者出産休暇・育児参加のための休暇) の取得促進	市役所男性職員の産休の取得率	36%	80%	総務課

基本目標 III あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進

①地域防災における男女共同参画の推進

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
A	飛騨市女性防災リーダー養成	女性防災士の人数	市内全 44 人	140 人以上	危機管理課
	女性消防団員の新規登用人数	女性消防団員の新規登用人数	28 人	1 人以上の増	消防本部

②男女が生涯を健やかに暮らせる環境の整備

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
A	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	平成 30 年 65.3%	60%超を維持	市民保健課
	子宮頸がん及び乳がん健診の受診率	子宮頸がん及び乳がん健診の受診率	子宮頸がん検診 61.5% 乳がん検診 92%	90%以上	市民保健課
	健康課題に対する講座等の実施数	市内健康課題に対する講座等の実施数	1 回/年	2 回以上/年	市民保健課
B	介護予防・日常生活支援サービス事業者の拡充	介護予防・日常生活支援サービス事業者の純増数	-	5 事業者増	地域包括ケア課
	住宅系介護サービス事業者数の拡充	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護等の提供事業者純増数	-	4 事業者増	地域包括ケア課
C	移住・定住の促進	移住コンシェルジュの女性人数	0 人	2 人以上	地域振興課
	出会いサポートセンター登録者及びリチェネット登録者数	出会いサポートセンター登録者及びリチェネットの登録者数	平成 25 年値サポートセンター 64 人リチェネット 33 人	サポートセンター 80 人リチェネット 50 人	地域包括ケア課

③頑張る人を応援する魅力あふれるふるさとづくり

細節	指標名	説明	現状	目標値（R7）	課名
B	カミオカラボの来場者数	カミオカラボの年間来場者数	52,770 人/年	100,000 人/年	神岡振興事務所
	伝統工芸の展示・製作体験の実施数	伝統工芸の展示・製作体験の実施数	年 1 回	年 1 回以上	各課



第4章 計画の推進体制

1.推進体制

当市における男女共同参画社会の形成及び女性の活躍推進を目指し、市民、市内事業者、行政、その他の団体が緊密に連携し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 庁内推進体制

庁内では、今後の男女共同参画推進及び女性の活躍推進を目指し、各課で男女共同参画担当者を決定し、連携の強化を図ります。企画部総合政策課内に事務局を設置し、その推進を図ります。

これまで以上に男女共同参画推進に力を入れて取り組むため、アクションプラン策定において庁内の横断的な組織ワーキンググループを組織します。ワーキンググループでは、各課の取り組みや事業の進捗状況の確認、協議の実施、新たな企画立案を行っていきます。

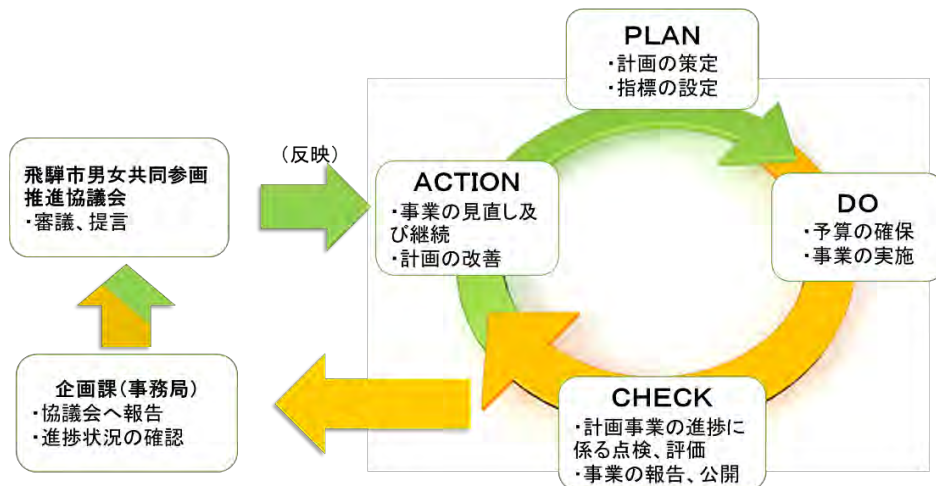
(2) 飛騨市男女共同参画推進協議会

有識者を含め、推薦等により選ばれた10名以内の委員で構成されます。また、委員については市長が委嘱します。協議会の役割としては、男女共同参画基本計画の策定及び推進のために計画に定められた施策がより確実に実施されるよう点検を行い、必要な場合には計画の変更等の提言を行います。

計画策定や事業の進行など客観的に点検・整理を行うことで、この計画に基づく取り組みに対する進行管理や評価を適正に行います。

2.計画の進行管理及び点検・評価

毎年度、当計画のアクションプランに定めた指標の達成状況や施策の実施、進捗状況などの点検・評価をし、これを飛騨市男女共同参画推進協議会に報告します。計画期間の最終年となる令和7年に事業実績、実施状況や効果など計画全体の評価を行い、次期計画に反映していきます。





・国の動向

昭和 52 年	向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向性を明らかにする国内行動計画を策定。
昭和 60 年	「女性差別撤廃条約」を批准。
昭和 62 年	男女共同参画型社会実現を目指した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定。
平成 6 年	内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置され、更に、総理府に「男女共同参画室」が設置される。また、同年、閣僚の全員を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足。
平成 11 年	男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定。
平成 12 年	男女共同参画社会基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定。あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な推進体制を整備・強化。
平成 13 年	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」が制定され、その後 2 度の一部改正が行われる。
平成 17 年	男女共同参画会議が「男女共同参画基本計画改訂に当たっての基本的な考え方-男女がともに輝く社会へ-」を答申したのを受け、「男女共同参画基本計画」が改訂される。（第 2 次男女共同参画基本計画の策定）
平成 19 年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意に基づき策定。
平成 22 年	第 3 次男女共同参画基本計画において「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%にする」目標を掲げられる。
平成 25 年	生活の本拠をともにする交際相手からの暴力について、配偶者からの暴力に準じて配偶者暴力防止法の対象となり保護できる制度となる。 東日本大震災等の教訓を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定。
平成 26 年	「日本再興戦略」の改訂戦略のカギとなる施策として、「女性の活躍推進と働き方改革」を位置づけられ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置が閣議決定される。
平成 27 年	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定。

平成 30 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行
令和元年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「労働施策総合推進法」改正
令和 2 年	第 5 次男女共同参画推進計画の基本的な考え方(素案)を公表。

・県の動向

昭和 52 年	県庁の民生部児童家庭課に「婦人問題担当」の窓口が設置される。
昭和 54 年	「婦人問題懇話会」が設置され、その 2 年後に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」をなされる。
昭和 61 年	「婦人問題推進会議」により「岐阜県婦人行動計画」を策定。
平成元年	「婦人問題懇話会」を発展的に解消し、新たに「女性の世紀 21 委員会」が設置される。
平成 6 年	「女性の世紀 21 委員会」から提出された提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプラン(岐阜女性行動計画)」を策定。
平成 8 年	女性政策は県政の特定課題として位置づけられ、担当課も女性政策課として拡充。
平成 10 年	「女性の世紀 21 委員会」から「女と男のはあもにいプラン」の計画期間が終了することから新しい行動計画に重点的に盛り込むべき内容が「第 3 次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言－『変革』と『創造』を目指して－」として提出。
平成 11 年	前年の提言を受け、「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、21 世紀を展望した新たな展開が始まる。組織再編により女性政策課に代わり地域県民部に男女共同参画課が設置。
平成 14 年	国の男女共同参画基本法や基本計画の策定を受け、「ぎふ男女共同参画プラン」を一部改訂。
平成 15 年	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を交付・施行。
平成 17 年	「岐阜県男女共同参画計画（第 2 次）」を策定。
平成 19 年	「配偶者暴力防止法」を一部改正。「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定。
平成 21 年	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」を策定。
平成 26 年	「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」の策定。健康福祉部に「子ども・女性局」を設置。
平成 27 年	健康福祉部 子ども・女性局に「女性の活躍推進課」を新設。

平成 28 年	「岐阜県女性の活躍支援センター」開設。「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」設置。あわせて「女性管理職登用検討委員会」、「M字カーブ底上げ検討委員会」、「女性の活躍総合支援体制検討委員会」設置。
平成 29 年	「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定。 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施。
平成 30 年	「清流の国ぎふ女性の活躍推進サミット」開催
平成 31 年	「『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の改定 について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定。「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定。

・市のこれまでの取り組み

平成 15 年	旧古川町が「古川町男女共同参画プラン」を策定。
	合併協議会における協議事項にもあげられ、「古川町の基本計画を参考に新市の計画を樹立する」旨の決定がされる。
平成 16 年	市における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、飛騨市男女共同参画推進協議会を設置。
	市における男女共同参画社会の実現に向けての施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、飛騨市男女共同参画推進委員会を設置。
平成 17 年	飛騨市では初めてとなる 2005 年（平成 17 年度）から 2015 年（平成 27 年度）までを計画期間とする「飛騨市男女共同参画基本計画」を策定。
平成 27 年	「飛騨市人口減少対策実行プラン」を策定し、「女性の社会進出促進」を重要テーマとして位置づける。
	「飛騨市第2次総合計画 後期基本計画（平成 27 年度～31 年度）」において男女共同参画推進を明記。
	男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し、活躍することができるよう、基本理念を定めた「飛騨市女性活躍推進基本条例」を制定。
	「第2次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定。
	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく、飛騨市役所の「特定事業主行動計画」を策定。
令和 2 年	「第3次飛騨市男女共同参画基本計画」策定

飛騨市男女共同参画推進協議会 名簿

(敬称略・順序不同)

<任期：令和元年度～令和2年度>

	役職	氏名	備考
1	会長	大工原 ちなみ	有識者 国立大学法人富山大学 人文学部 教授
2	副会長	吉木 直美	令和元年度飛騨市教育委員
3	委員	田口 郁子	女性消防団 古川方面隊 本部長
4	同上	峠下 喜美子	飛騨市人権擁護委員
5	同上	船坂 昌弘	民間企業代表 飛騨市社会福祉協議会
6	同上	大西 牧子	民間企業代表 社会福祉法人 飛騨古川
7	同上	山田 義之	民間企業代表 アルプス薬品工業(株) 総務部長
8	同上	南 伸一	民間企業代表 (株)神岡衛生社
9	同上	畑 美貴	一般 子育て世代
10	同上	山鼻 米子	一般 古川町商工会 女性部

1. 第3次飛騨市男女共同参画基本計画策定までの過程

日付	開催内容等
令和2年8月11日	第1回協議会 ・第3次計画策定に向けた説明・意見交換
9月	基本目標・各重点項目案作成
10月14日	第1回庁内担当者会議 ・第2次アクションプラン見直し
11月4日	第2回庁内担当者会議 ・第3次アクションプラン案作成
11月27日	第2回協議会 ・第3次計画案確認
12月	計画案校正
1月20日～2月22日	パブリックコメント
3月26日	計画策定

2. 飛騨市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 16 年 2 月 1 日

訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 飛騨市における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、飛騨市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(小委員会)

第 7 条 協議会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、企画部総合政策課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

4. 飛騨市女性活躍推進基本条例

平成 27 年 3 月 19 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し活躍することができるよう基本理念を定め、これを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 女性が活躍できる社会環境の整備を行うため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女が、家族や地域社会の絆を大切にし、人生の各段階における生活の変化に応じて、それぞれが有する能力を最大限に発揮することで、充実した職業生活、その他の社会生活を営むとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、協働することができる社会を実現すること。
- (2) 妊娠、出産、育児、介護等を理由として退職を余儀なくされることがない雇用環境の推進及びそれらを理由として退職した者の円滑な再就職の促進等を行うことにより、女性の就業率の向上を図り、更には社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の増加を図ることで、女性がその有する能力を最大限に発揮できるようにすること。
- (3) 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の基本理念に配慮すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備及びその他の労働者が職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境の整備を行うことにより女性が活躍できる社会環境の整備に資するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(意見聴取)

第6条 市は、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策の策定にあたっては、学識経験者、労働者、事業者その他の関係者の意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

5. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (略)

飛騨市男女共同参画基本計画

令和 3 年 3 月

飛騨市 企画部 総合政策課

TEL 0577-73-6558